「二条大路木簡」と古代の食料品貢進制度

樋口知志

はじめに

一九八八年にあいついで土中から発見された「長屋王家木簡」と「二条大路木簡」は各々数万点にも及ぶとみられており、それらの出土は木簡発掘史上正に未曽有の出来事であった。現在整理中とのことで、全貌が明らかになる日が待たれる。

一九九〇年五月に「二条大路木簡」に関する第一報の概報が『平城宮発掘調査出土木簡概報（二十二）――二条大路木簡一――』として刊行された。そこには貢進物付札の新出史料が数多く掲載されており、さらにその中には同一国に関する付札がかなりの纏まりの〝木簡群〟をなしている例もみられ、おおいに注目される。また一九九一年（本年）五月には『平城宮発掘調査出土木簡概報（二十四）――二条大路木簡二――』として同地区の木簡に関する第二報の概報が刊行され、そこにも貢進物付札を始めとして多くの注目すべき新出の木簡史料がみられる。

本稿では現段階で釈文の知られている「二条大路木簡」中の木簡史料、とくに貢進物付札を手がかりとして、古代における食料品貢進制度をめぐる幾つかの問題について論じたい。(1)「二条大路木簡」の全貌が未だ不明な現在、こうした試みが正に試論の域を脱し難いことは明らかであるが、このところの大量の木簡出土は従来までの木簡の研究に様々な方法上の反省・熟考を迫るほどの多大なインパクトをもたらしているようであり、木簡を用いた古代史の研究法についての新たな模索はそれらの全貌が明らかになる前に既に開始されなければならないと思われる。本稿が、今後の貢進物付札を用いた古代史研究にとって何らかの叩き台にでもなれば、望外の幸いである。

一　参河国播豆郡諸島の贄貢進付札をめぐる問題

（一）

「二条大路木簡」出土前に確認されていた参河国播豆郡諸島の贄

付札は四八点であったが、現在はその倍近い九〇点を数えるに至っている。増加分四二点のうち左京三条二坊一坪の土坑ＳＫ五〇七四出土の一点（一九七次）、東二坊坊間路西側溝ＳＤ四六九九出土の二点（一九三次Ｂ区・一九八次Ａ区）以外は、全て二条大路の南北の溝から出土している。末尾に付録として播豆郡諸島の贄付札の一覧を掲げたので、以下参照されたい。

従来、播豆郡の「篠嶋」「析嶋」といった島名をともなう贄付札は、宮廷に伝統的に隷属し、長年にわたって海産物を供給してきた特定の専業貢納集団による贄の付札であり、部民制的な古い貢進形態をよく残しているものであると考えられてきた。そのように考えられてきた根拠は、（1）国郡名のあとに「×嶋海部供奉」と記す独特な書式から、これらの島の海部が各々集団として天皇に供奉される供御物の食料品である贄を伝統的に貢進してきたことが想定できる、（2）「月料」の貢進形態は『延喜式』内膳司式にみえる「旬料」の贄のそれに類似しており、[2]こうした通年的・恒常的な貢進形態も播豆郡諸島の海部が供御海産物を貢上する贄人的な存在であったことを思わせる、の二点である。[3]右の二点は大方妥当な見方として多くの研究者に受け容れられてきたものであり、また確かに天平期頃の播豆郡諸島の贄貢進形態には律令制前の専業的な海産物貢納集団のそれを引き継いでいるところがあることは認めてよいと思われる。しかしながら、これまでの諸説には、律令制前との連続性に目を奪われるあまり、八世紀段階の同郡海部の贄貢進形態を部民制的な古い形態の残存としてやや一面的に捉える傾向があったように窺われる。木簡を用いた贄研究を精力的に推し進めた鬼頭清明氏は、播豆郡諸島の海部を「五〇戸一里制にくみこまれていない集団」とする見方を提起したが、[4]それ以来これらの海部に対するイメージとして〝律令制の原理・原則に馴染みにくい民〟であるという認識が少なからぬ研究者によって受け容れられていくこととなった。同郡諸島の海部が里（郷）制の適用を受けたとみる長山泰孝氏にあっても、海部は「里制や編戸制の適用をうけながらも、その伝統によって新しい調制に馴染まず、水産物を贄として貢納することになったのではなかろうか」とされている。[5]

ところが二条大路から出土した新出木簡の中には、こうした見方に疑問を抱かせるに充分な内容をもつものがみられる点が注目される。まず68・69・86・89の四点の付札には「析嶋郷」「篠嶋郷」と島名に「郷」字が記されており、播豆郡の海部が郷（里）制外の集団であったとする見方は、これによってかなり揺らいだといってよい。また69には裏面に「海部古相佐米」とあるが、形式からみて上四字は人名、それも貢進主体のものとみる他ないようであり、[6]これによっても同郡海部の海産物貢進が律令制的原理・原則に馴染みにくいものであるとやや単純に理解してきたこれまでの一般的な見方には再考の余地があることが明らかであろう。海部と郷里制との関

わり、及び海部からの贄収取の具体的様相などの解明が不可避となってくる。以下本節では「二条大路木簡」の新史料を用いて、播豆郡諸島の贄貢進の再検討を行ないたい。

（二）

播豆郡諸島の贄付札にみえる「篠嶋」「析嶋」といった表記の意味や篠嶋・析嶋（現佐久島）・比莫嶋（現日間賀島）三島[7]の贄貢進における関係といった問題については、これまで幾名かの研究者によって論及されてきた。

今泉隆雄氏は、贄付札にみられる貢進月記載に注目し、一部の例外を除いて篠嶋が偶数月、析嶋が奇数月となっていることから、両島隔月交互貢進の原則があったと論じた。またこの原則からすれば例外となるところの、両島に贄貢進がみられる八月料の付札の中に、両島間で同筆のものが存することを指摘し（7・17）、この例によって贄付札の記載は郡衙段階で書かれたものとした。但し両島の地理上の位置の点から、付札の記載は郡衙の官人が両島に出向いた際に記された可能性もあるとしている。[8]なお今泉氏の研究が発表された段階では播豆郡の贄付札は1～37までしか知られておらず、「篠嶋」「析嶋」の二島の島名記載をもつもののみであった。

ついで高島英之氏が、「比莫嶋」と記された贄付札（40～42・47）が出土した段階であらためて島名記載と貢進月の関係を問題にし、篠嶋が偶数月、析嶋が奇数月という傾向を一応認めつつも、その時点で両島の島名を記した付札には全く確認されていなかった四月料・九月料の付札が「比莫嶋」記載をもつ付札中に見出されたことから、奈良時代には三島持ち回りの贄貢進体制がとられていた、との理解を示した。また付札の作成段階については今泉説のとおり郡衙段階とするが、播豆郡諸島は郷（里）に編成されていてもそこに所在する海部は里制の適用外であり「郡の特別な統轄下」にあったとしている。[9]ちなみにその段階で知られていた贄付札は1～47までである。二条大路出土の新たな木簡の中には析嶋の四月料の付札が三点（63～65）、篠嶋の九月料の付札が一点（85）あり、これで篠嶋・析嶋両島で全ての月の付札が出揃った。高島氏の三島持ち回り制の想定については、現時点では最早成立し難くなったと思われる。

福岡猛志氏も、やはり比莫嶋の付札の出土ののちに、こうした問題に論及している。福岡氏はまず今泉氏の篠嶋・析嶋両島隔月交互貢進説について、それでは説明がつきにくい少数例を重視するとともに、比莫嶋の付札に偶数月・奇数月の両方がみられることから、これを否定している。[10]また比莫嶋を含めた三島と郷（里）制との関わりについても見解を示し、三島は既に浄御原令制以来里（郷）制に編成されていたが、海部に対しては「それは実態にあわないので、実態に即応させるという意味で『芳図郡海部』という属人的把握を試み」、「さらにそれを属地的なものにきりかえて行こうとする政策の中で、篠嶋海部・比莫嶋海部・析嶋海部という政府側の把握が生

まれてきたのではあるまいか」としている。そして播豆郡付札にみえる「×嶋」の表記は郷制とは関係なく属地的原理によって海部を把握する単位であって、郷（里）制の原理ではこの地の海民を把握できなかったことが、贄の確保の要請と相俟って、令制前の遺制である海部の復活をもたらした、との推察を述べている。(11)

さて「比莫嶋」の記載をもつ付札が出土して以来、高島氏のように「篠嶋」「析嶋」と記された付札と「比莫嶋」と記された付札とが同時期に併存していたとみる見方がかなりイメージとして広まっていたように窺われるのであるが、現段階ではまずこうした理解には疑問がもたれる。三島の贄貢進における関係や「×嶋」表記の意味、郷制との関わりといった問題を考える上で、この点はかなり重要である。

周知のように、現時点で知られている播豆郡の贄付札の中では篠嶋・析嶋のものと比莫嶋のものとでは「ハヅ郡」の漢字表記が異なっており、前者は全て「播豆郡」を、後者は「芳豆郡」「芳図郡」を用いている。既に指摘があるように、(12)概して後者の方が相対的に古い表記法によっているとみられる。

両者の贄付札の時期的関係を、出土状況から考えたい。まず全てが「播豆郡」の表記をもつ篠嶋・析嶋の付札の場合であるが、1～35までは内裏北外郭内の土坑ＳＫ八二〇から出土したものであり（一三次）、『平城宮木簡　一　解説』によれば、同所から出土した木簡は一括遺物で天平一九年（七四七）頃にいっぺんに埋められたものであるとされている。今泉氏はこうした出土状況、および出土した播豆郡の贄付札の中に「潤九月料」と書かれたものがあることから、ＳＫ八二〇出土の播豆郡の贄付札はみな天平一八年（七四六）のものであるとした。(13)これらの中に同年から外れるものがある可能性もなくはないと思われるが、時期的に大きく遡るものが存するとは考えにくい。ＳＫ八二〇出土のもの以外の付札については、まず36・37はいわゆる第一次大極殿院西接地点の溝ＳＤ三八二五で出土したものであるが（二八次）、36には年号の記載があり、天平一八年一二月料の贄を翌一九年になってから貢進した際の付札であることがわかり、1～35とほとんど同時期のものとなる。但し同地点で出土した37も同時期のものとみてよいかは、今のところ何ともいえないようである。また38は宮域東部の大溝ＳＤ二七〇〇Ｂ（一二九次）から出土したが、同溝は天平後半～天平宝字期に掘られたとみられており、遺構から出た木簡の年紀も天平後半にほぼ収まるので、(14)天平後期頃のものである可能性が比較的高い。39は大溝ＳＤ二七〇〇（一五四次）出土であり、同遺構出土の木簡は堆積層の層序に従って年代順に出土したとのことであるが、(15)この木簡が何れの層から出土したかは詳報がないため、その年代は今のところ明らかではない。

「二条大路木簡」出土以前に知られていた篠嶋・析嶋の贄付札は、このように大部分が明らかに天平年間の終わり頃のものであったと

みられるのであるが、だいたい天平七・八年（七三五・七三六）前後の時期のものとみられている[16]「二条大路木簡」中の播豆郡の贄付札にも篠嶋と析嶋のもののみしかなく、「比莫嶋」と書かれたものは一点もないのである。ＳＫ八二〇出土の三五点、「二条大路木簡」中の三九点という計七四点におよぶ播豆郡贄付札の天平期の一括資料中に篠嶋・析嶋二島以外の島名が全くみえないという点には、あらためて注目しておく必要があろう[17]。

一方の比莫嶋の贄付札の出土状況をみてみると、まず47についてはこれが出土した佐紀池南辺の木屑・炭層（一七七次）の遺物は、奈良時代初期のものが主体をなすものとみられている。則ち『概報（十九）』によれば、この層からは平城宮出土土器編年第Ⅱ期の土器、平城宮出土軒瓦編年第Ⅰ期の軒丸・軒平瓦が出土し、また出土木簡に記された年紀も和銅四年（七一一）～養老六年（七二二）であり、すると47は明らかに平城宮期初期の木簡とみられる。なお47は「大贄」という「御贄」より一段階古い表記[18]によっている点でも、天平期のものより古様の付札であることが窺われる。次に40～42の三点は43～46とともに平城宮東半部の南北大溝ＳＤ二七〇〇から出土したものであるが（一七二次）、同地点からは養老七年（七二三）～天平宝字六年（七六二）の紀年銘木簡、および養老年間を遡るかとみられる木簡が出土しており、問題の木簡がいつ頃のものであるかは今のところ出土層位などの詳報がなく不明のようである[19]。しかし43・44のような明らかに島名を欠いたものと一緒に出土し、しかも「芳図郡」の郡名表記までそれらと共有していることからすれば、これらの付札の記載が書かれた時期にはまだ天平期のように付札の書式が一定してはいなかったように窺われ、「芳図郡」という表記自体の相対的な古さと考え併せるならば、これらが天平期を遡るものである可能性は充分あると考えられる。これらを天平期の篠嶋・析嶋と記された付札と同時期のものとみなすことはかなり困難なのではなかろうか。

以上のように、全て「播豆郡」の郡名表記によっている篠嶋・析嶋の付札と「芳豆郡」または「芳図郡」と記されている比莫嶋の付札とは時期が異なり、後者は前者に先行する可能性が高いとみられる。天平期の「播豆郡」表記の付札の中に、篠嶋・析嶋両島の中間海上に位置する比莫嶋の島名を記したものが全くみえなくなるのは何故か。筆者はこうした贄付札の記載や書式の変化のうちに、奈良時代初期～天平期の間における播豆郡の贄貢進のありかたの変化が反映されているのではないかと現在考えている。以下はやや大胆な推察を交えた論となるが、現時点での一仮説として記しておきたい。

「二条大路木簡」の新出史料中には、先にも触れたように「篠嶋郷」「析嶋郷」と記されたものがある。これまでは播豆郡三島は纏めて一郷（里）に編成されていたのではないかとされることが割合多かったように窺われるが、天平期においては同地域には二郷が存在していたことが明らかとなった。「篠嶋里」は

（史料1）　三川国波豆評□嶋（篠カ）里□一斗五升[20]

と記された藤原宮跡出土木簡によって浄御原令制下にまで遡ることが知られており、また平城宮東半部の大溝SD二七〇〇（一三九次）から出土した次の木簡によって、天平期あたりまで「篠嶋郷」として存続していたことがこれまでにも推測されてきた。[21]

（史料2）　参河国播豆郡篠嶋□□部少人調□[22]

一方『和名類聚抄』には「篠嶋郷」はみえず、「析嶋（郷）」（高山寺本による。東急本・元和古活字本では「新島」と誤記）が播豆郡島嶼部に該当する唯一の郷となっている。『和名抄』に島嶼部に該当する郷が一つしかないこと、何れも狭小な三島では一郷を形成するのがやっとであるとされてきたことから、もともと同地域は一郷であり、ある時点で郷名が変更されたに過ぎないと考えられてきたのであるが、[23]新たな木簡史料によって天平期における篠嶋・析嶋両郷の存在が確かめられたのである。

では天平期を遡るものと推察された贄付札にみえる「比莫嶋」を郷（里）名と考えることはできるであろうか。筆者は次に述べる点から、それは困難だと考える。第一に、比莫嶋は篠嶋・析嶋両島間に位置する小島であり、篠嶋・析嶋二郷の存在を前提とすると地勢上の状況からこの島を主体として一郷を形成することはほとんど困難であると判断される。第二に、律令制下の郷名は一般に漢字二字で表記されるのが原則であり、比莫嶋郷（里）の存在は考えにくい。『延喜式』民部省式上の郡里名条は「凡諸国部内郡里等名、並用二二字一。必取二嘉名一」という規定であるが、「郡里」とあり「郡郷」でない点には注目される。『続日本紀』和銅六年（七一三）五月甲子（二日）条に「畿内七道諸国郡郷名著二好字一」とあり、逆にこちらでは郷里制施行以前の里制下であるのに何故か「郡里」でなく「郡郷」となっているが、右の式文の法源となった格式が里制下の和銅六年段階に出されていた可能性が強く想定されよう。[24]なお「比莫嶋」の記載をもつ贄付札が全て和銅六年より前のものである可能性も全く皆無ではないかもしれないが、そのように想定することはやはりかなり困難であろう。[25]第三に、比莫嶋の贄付札は島名を記さず郡名の後に直ちに「海部」を続けて記す書式の43・44の贄付札と一緒に出土し、しかも「芳図郡」の表記までそれらと共有しているが、この点は同時期の同郡の贄付札が全体として郡単位の主体性を強調した書式を採用していた可能性を示唆しており、すると「比莫嶋」も郡の下級の行政単位である郷（里）ではなく、海部の居住地または漁業活動上の根拠地の地名（島名）であった可能性が大きいように思われる。以上三点から、「比莫嶋」は郷（里）名でなく単なる島名であったと考える。

このように考えてくると、何故天平期に「比莫嶋」と記された贄付札が一点もないのかという点の理由について、一つの解釈が成立するように思われる。則ち、天平期の播豆郡付札にみえる「篠嶋」

「析嶋」はこれまで一般に島名と考えられてきたが、「篠嶋郷」「析嶋郷」と記された贄付札が少数ながら存在することから窺われるように実は郷名に他ならず、[26] この段階では比莫嶋は篠嶋郷か析嶋郷の何れか（おそらくは前者）に編成されていたために、付札の記載上にはその名が現れなくなったのではなかろうか。なお三島が二郷に編成されていたといっても、三島のみで二郷分の人口が優にあったとはやや考え難く、両郷とも本土にも郷域が拡がっていた可能性も考えてよかろう。[27] 析嶋郷は『和名抄』郷名の比定地が全くない現幡豆郡一色町域（佐久島地区を除く）周辺、[28] 篠嶋郷は知多半島先端部をそれぞれ郷域の一部としていた可能性があろう。[29] 比莫嶋は地勢その他からみて、篠嶋郷に属していたのではなかろうか。[30] なお「二条大路木簡」はだいたい郷里制下の時期のものとみられるので、その頃には郷の下の里（コザト）もあった筈であるが、あるいは三島がそれぞれ里とされていた可能性もある。

但しこう考えると、数多い篠嶋・析嶋の贄付札の大部分が「郷」字を記さず「×嶋」と記すに留まっているのは何故か、という点が問題となる。この点については、次のような解釈が可能ではなかろうか。この地の海民集団は律令制前から部民制的な貢進形態によって伝統的に中央に海産物を貢上しており、「比莫嶋」の贄付札からも窺えるようにある程度古い段階から「×嶋海部」という居住地または漁業活動上の根拠地による海民の把握の方式が行なわれ一定期間存続していたために、「篠嶋」「析嶋」が行政区画としての郷を意味する段階になっても、贄付札にはこうした過去のありかたに引きずられた古様の書式が残ってしまったのではなかろうか。「郷」字のある贄付札は、島名を記すべきものの中に誤って郷名として記してしまったものが混入したということを示すものではなく、本来そちらの方が記載として正確なのであり、「郷」字のない「篠嶋」「析嶋」も全て実質的には郷名を意味していたとみるべきであろう。[31]

以上のような理解に大過ないとすれば、播豆郡の海部の贄貢進について、次のような変遷を想定することができると思われる。則ち、

（1）奈良時代初期頃には同郡からの贄貢進は郡の主体性の下に郡単位の海部による貢進という側面が強く、この時期の海部はいわば郡による特別な統轄の下に個々の集団毎にやや緩やかなかたちで把握・統制されていたに過ぎなかったけれども、（2）篠嶋・析嶋二郷を拠点として次第に海部に対する郷レヴェルの民政・収取機構が整備されていき、（3）天平期には、海部は所属郷によって把握・統制されるかたちで贄を収取されるという方式が定着したのではなかろうか。そして篠嶋（郷）と析嶋（郷）の贄貢進月を纏めた表一によれば、やはり天平期には一応原則として両郷の隔月交互貢進のかたちがとられていたと判断される。[32] おそらく月毎に郡衙の官人らが何れかの郷の中心的拠点に出向き（中心的拠点は何れも二島の地域内にあったであろう）、郡雑任や郷長らをも従えつつ郷内の海部

表一　篠嶋(郷)と析嶋(郷)の贄貢進月

月＼郷	篠嶋郷	析嶋郷
正月	2 (1)	
二月		2 (1)
三月	3 (3)	1 (1)
四月		3 (3)
五月	5 (0)	
六月		5 (3)
七月	4 (1)	2 (1)
閏七月	1 (1)	
八月	1 (0)	7 (6)
九月	1 (1)	
十月		2 (2)
十一月	2 (2)	
十二月		1 (0)

〔註〕カッコ内は「二条大路木簡」中の例

を集めてそこで一斉に贄物となる海産物を収取したのであろう。[33] 天平期の播豆郡の贄付札の出土例がきわめて多いのも、あるいはこうした郡郷制を基盤とした収取機構の整備と関連があるのかもしれない。

（三）

ところで播豆郡の海部による贄貢進のことは、『延喜式』にはみえない。式にみえる参河国の贄は、①宮内省式にみえる諸国所進御贄の正月三日節料、②内膳司式にみえる諸国貢進御贄節料の正月三日節料の雉、③同式諸国貢進御贄年料の稚海藻の三者のみであり、一方主計寮式上の参河国調の記載中に雑魚楚割、鯛楚割といった播豆郡の海部が贄として貢上していた品に近いものの名が掲げられているのである。[34] また『東大寺要録』巻八所引、天平勝宝八歳（七五六）五月二二日勅によればこれ以前、大膳職江人や近江・若狭・紀伊・淡路・志摩の国々が毎月「供御異味」を貢していたことが知られるが、そこにも参河国はみえない。これらの点からみると、播豆郡の海部による月料の贄貢進はあまり長くは存続せず、ある段階で個別人身賦課の調に切り換わった可能性が考えられる。なお同郡の贄付札は既に奈良時代初期頃の段階から「六斤」と記すものが圧倒的に多いようであり、『平城宮木簡　一　解説』以来指摘されているようにこれが一丁の負担量に関わるものであったとすれば、贄から調への変遷の動きは国郡制の統治機構の下でかなり早期から始まっていたとみるべきかもしれない。69の「析嶋郷」の記載をもち貢進者個人名を伴った贄付札は、天平期中葉には同郡の贄は実態上調とそれ程異ならない個別人身的・定量的な負担になっていたことを示唆しているように窺われる。そして月料という通年的な貢進形態が何らかの事情によってとられないようになれば、こうした負担の名目は直ちに贄から調へと切り換えられることになるのであろう。

以上で述べたことはあくまで現時点での仮説に過ぎず、あるいは予期せぬ新たな木簡史料の出現によって将来成立困難となるかもしれない。しかしながら、律令制下の播豆郡諸島の贄貢進の実態が、今まで一般的に考えられてきた以上に律令制段階で形成された比較的新しい要素を濃厚に含んでいたのではないか、という推測の成立する可能性はかなり高いのではないかと考える。少なからぬ古代史

研究者は、贄という制度について〝律令制成立以前にあった古いものが残った〟という見方をとりがちなように見受けられる。確かに律令制下の贄制度にはそうした見方からの考察が一定の有効性をもつような部分もあるのであるが、むしろ律令制的収取体系の中に贄が如何にして制度として組み込まれ機能しているか、律令制的諸要素が如何に古い食料品貢進のありかたを変容させていっているか、といった視点こそ、今後の贄研究にとって一層重要になっていくものと思われる。

二　駿河・伊豆両国の調堅魚貢進付札をめぐる問題

（一）

従来、駿河国から二点、伊豆国から一〇点の調堅魚（カツオ）の付札が確認されていたが、「二条大路木簡」中にはこれまでのところ駿河二二点、伊豆五五点もの多くの調堅魚付札が見出される（「堅魚」または「荒堅魚」とあるもの。煮堅魚・煎は除く）。点数の飛躍的な増大によって、これらの調堅魚貢進付札も〝木簡群〟としての検討にある程度耐え得るようになったということができよう。本節では、こうした駿河・伊豆両国の調堅魚付札史料の特性を生かしつつ、若干の考察を行ないたい。

まず「二条大路木簡」中の駿河・伊豆両国の調堅魚付札の例を掲げる。

（史料3）・駿河国駿河郡宇良郷菅浦里戸主矢田部猪麻呂調堅魚‖
‖七連三節
・天平七年十月(35)

（史料4）・駿河国五百原郡川名郷石西里戸丈部子万呂戸同部廣‖「受生壬部子□万呂」
‖国丁調荒堅魚
・十一斤十両　員十一連一節　天平七年十月(36)

（史料5）・伊豆国田方郡久寝郷坂上里若桜部高山調荒堅魚十一‖
‖斤十両
「八連四丸」
・天平七年九月(37)

（史料6）伊豆国賀茂郡川津郷賀茂里戸主矢田部三狩口矢田部‖
‖長調荒堅魚十一斤両　八連四丸　十(38)
天平七年十月

表二として「二条大路木簡」の駿河・伊豆両国の調堅魚付札の記載様式の傾向を纏めておいたが、一見して両国では堅魚製品の員数・重量記載のありかたが傾向的に異なっていることに気づく。則ち、駿河国のものでは記載様式の全体がほぼ判明するもの二〇点のうち一七点が「×連（烈）×節（丸）」といった員数記載のみしかなく重

表二　駿河・伊豆両国調堅魚付札の記載様式

記載様式＼国		駿河国	伊豆国	計
全体が判明	連・節のみ	17	1	18
	斤・両のみ	2	1	3
	両　　方	1	48	49
不　　明		2	5	7
計		22	55	77

量の記載を欠いているのに対して（右に掲げた（史料4）のように員数・重量共に記すのはこれ一例のみであり、他に重量記載のみを記すものが二点ある）、伊豆国の場合は同様の条件の付札五〇点のうちのほとんど、四八点には員数・重量ともに記載がみられるのである。同じ堅魚でも国毎に付札の記載様式が異なっていたことがまず知られる。伊豆国の場合は、慎重にも付札一枚毎に員数と重量とを併せ記すことを原則としていたらしい。また同国の付札の員数・重量記載には地の記載と明らかに異筆のものがかなり多いようであり、伊豆国内では地方官衙段階での収取の過程において、現物のチェックにもとづきこうした記載を追記する方法がとられることが多かったように窺われる。[39]

それでは一方の駿河国の場合は調堅魚の付札にはいっさい重量を記さない原則だったのかといえば、決してそうではなかったであろう。いうまでもなく貢進物付札とは一つの荷に一枚しか付けられなかった訳ではなく、これまでにも同じ荷に付けられていた複数の付札が見つかっている例がある。[40] また「二条大路木簡」中にも、次に掲げるように同一の荷に付けられていたことが明らかな同国の二枚の調荒堅魚の付札がある。

（史料7）・駿河国駿河郡柏原郷小林里戸主若舎人部伊加麻呂戸＝若舎人部人
・麻呂調荒堅魚十一斤十両　天平七年十月[41]

（史料8）・駿河国駿河郡柏原郷小林里戸主若舎人部伊加麻呂戸＝若舎人部人麻呂調
・荒堅魚六連八節　天平七年十月[42]

これらをみてみると、一枚には製品の重量が、もう一枚には員数がそれぞれ記されている。この例によって、天平年間中頃の駿河国では、重量を記した付札と員数を記した付札の二種類の付札を調堅魚の荷に一緒に付ける方式がとられていたと推察することができると思われる。

それでは何故二条大路から出土した駿河国の調堅魚の付札群では、こうした二種類のうち員数を記した方が圧倒的に多いのであろうか。筆者は、この点は貢進物付札木簡の機能の問題に関わっているのではないかと考える。

貢進物付札が中央での検収に関わって利用され、また租税物資が京進された時点で複数付けられていた付札のうちに検収において「取り除かれる札」があったことは、既に東野治之氏によって指摘されている。[43] 東野氏は、長岡京跡出土の木簡中に官人の検収署名の

ある地子貢進付札が存在すること、および倉庫令の「凡受二地租一、皆令二乾浄一。以レ次収レ牓。同時者先レ遠。京国官司、共二輸人一執レ籌対受」なる規定[44]の「牓」が検収のために取り外される荷札であると解されることの二点を根拠としてこの点を論じたのであるが、前者の長岡京跡出土の地子付札にあらためて注目したい。

（史料9）・紀伊国進地子塩「三斗安万呂」
・　延暦九年三月九日[45]

（史料10）・□[伊カ]□国地子塩三斗「安万呂」
・　延暦九年三月七日[46]

右に掲げたのはともに紀伊国の地子塩の付札であり、（史料10）では地の記載に斗量記載があって「安万呂」の署名（自署）のみが追記されているが、（史料9）では地の記載に斗量の記載がなく、中央での検収にあたった太政官厨家官人とみられる「安万呂」の手によって自署とともに「三斗」の斗量記載が書き加えられている。[47]この点は、地子物の検収にあたって一定の現物鑑査（本格的な秤量ではないにしろ）が行なわれた段階か、あるいは荷から外された付札が収納物実の集計や収文（受納司の交付する返抄）作成の資料とされた段階において、[48]付札の斗量記載が一定の意味をもつものであったことを示唆しているようにも思われる。但し、これらの地子塩付札は一般の貢進物付札とは異なって中央段階で検収直前に作成されたものであるらしく、[49]また同じく長岡京跡出土の「綱丁」記載をもつ地子米付札[50]には斗量を示す文字がみえないので、この例をもって一般の調庸物の検収のありかたを窺うことにはやや問題が残るかもしれない。しかし調の場合、中央段階での調物納入における基本台帳である調帳、および受納司毎の納品明細書・勘会台帳である門文が何れも「見送物数色目」[51]（調帳）「物色数」[52]（門文）を中心に記したものである点からみても、中央での調物検収に関わって付札の輸貢量の記載がある程度の意味を有した可能性を想定することには問題はないであろう。[53]

このような考えにたてば、「二条大路木簡」中の駿河国の調堅魚付札に重量記載を記したものがきわめて少ないのは、これらの堅魚製品が消費地にもたらされるより前に、中央検収の段階において二種類の付札のうち重量記載を記した方の付札が取り除かれたためではないか、とみるのも一案であると思われる。[54]

あるいはそれらの付札が取り去られたのは中央検収段階においてではなく、調物の食料品類の保管を掌る大膳職から消費地に堅魚が運ばれる直前に近い段階においてであったのかもしれない。『延喜式』大膳職式には各種宴会等において親王以下官人に給される食膳のための材料が一人前ずつの分量を伴って規定されている。[55]「二条大路木簡」の出土地点は宮内にある貢進食料品の保管官司の所在地からかなり離れており、これらの貢進物付札は食料品の最終的な消費地で廃棄されたものとみてまず間違いない。付札にみえる食料品

類はおそらく何らかの饗宴において消費されたのではないかと思われるが、[56]当然その場合堅魚などの各種食品素材は宴会の参加人数をもとに大膳職等の官司で事前に計量され、全体の所要量が準備される必要があったと考えられる。[57]重量記載を有する付札が外されたのは、そうした段階においてであったのかもしれない。

筆者は現時点では、「二条大路木簡」中の駿河国の調堅魚付札に製品重量を記したものがきわめて少ないという特殊な状況について、以上二点の何れかの理由によるものと解しておきたい。[58]なお前掲（史料7・8）の二点の木簡は、一方には重量がもう一方には員数がそれぞれ記されかつ同一の荷に付けられていた一組の付札であるが、これらは写真を実見したところ明らかに二点とも全文一筆、相互に同筆であり、これによれば同一人が意図的に二枚の付札の内容を書き分けたことが推察される。駿河国では、中央段階での付札木簡の利用法をあらかじめある程度想定したうえで、内容を書き分けた複数の付札を堅魚製品の荷に取り付けるという方法を採用していた可能性があろう。[59]

参考までに平城宮内で出土した同国の調堅魚付札をみてみると、記載様式のほぼ全体がわかるものは二点で、一点は重量記載のみが記されており、[60]一点は員数記載のみが記されている。[61]なお同じく宮内出土の堅魚の煮乾製品である煮堅魚の付札二点をみてみると、一点には重量記載のみが記され、[62]一点には重量・員数ともに記載がある。[63]また「役麁堅魚」の記載を有するものが一点あるが、これは重量記載のみが記されている。[64]総じて「二条大路木簡」のものに比べて記載のありかたが多様である点には、この際注意されよう。勿論宮内出土のものは年代的にも多様であり、一纏めにして検討できるかどうか問題もあるが、宮内出土の付札の場合消費段階で廃棄されたものである可能性と、それ以前に現物の管理・保管にあたる官司から廃棄されたものである可能性の二つの可能性があり、こうした傾向にはあるいは何らかの意味があるのかもしれない。

（史料11）・駿河国有度郡嘗見□□□有□□忍万呂戸有刀部古万＝（郷戸主カ）（刀部カ）

＝呂調堅魚十一斤十両

・　□□□□十月[65]

宮内出土の同国の調堅魚付札で重量記載のみが記されている一点は土坑ＳＫ八二〇出土の右の木簡であるが、ＳＫ八二〇の周辺地域は現段階でも木簡・墨書土器等の出土文字史料の分布状況などから大膳職が所在した可能性のある地区の一つに挙げられており、[66]この付札が調物の貢進食料品類一般の管理・保管を担当する大膳職から現物の消費前に廃棄されたという可能性も、全くあり得ない訳ではないようである。

（二）

「二条大路木簡」中の伊豆国の調堅魚の付札の中には「一斤十五両」というやや変わった重量記載をもったものがみられる。これま

で木簡史料から知られていた調の堅魚の輸貢量は一一斤一〇両が一般的であるようで（駿河・伊豆・志摩[67]三国は全て一一斤一〇両であり、輸貢量が異なるものは阿波国の六斤（四点[68]）と貢進国不明の三斤一〇両〔一点[69]〕のみ[70]）、一斤一五両と記されたものはこれまで皆無であった。そればかりでなく、この一斤一五両という纏まりの堅魚製品はどのような形状のものであり、また通常の一一斤一〇両の纏まりのものとは如何なる関係にあるのか、といった点については意外にわかりにくく、この重量記載の意味については若干の考察を要する。

まず、一斤一五両という分量であるが、一斤＝一六両（約六七五グラム）であるから、一斤一五両＝三一両であり、これは通常の輸貢量一一斤一〇両（＝一八六両）のちょうど六分の一にあたる。賦役令1調絹絁条の規定では正丁一人が調として堅魚を三五斤輸すこととされているが、令規定の斤・両はいわゆる小斤・小両であるので、大斤・大両とすればちょうど調堅魚付札に通常みえる一一斤一〇両となる。ちなみに『延喜式』制では正丁一人あたり九斤（大斤）であり、西海道諸国のみ一一斤一〇両となっている[71]。

これらがそれぞれどういう纏まりであるかを検討するには、付札中にこれらの重量記載とともに記されている員数記載をみてみる必要がある。古代の堅魚製品は堅魚の煮出し汁である煎汁を除けばほとんどが乾し固められた乾物であり[72]、「×連（烈）×節（丸）」といった記載の「連（烈）」とあるのは乾しカツオを紐で一纏まりに繋いだもののことであって、一方「節（丸）」とは個々の乾しカツオを数える単位で、この場合端数の乾しカツオの個数を表現しているものであると考えられる。しかし意外なことに、一一斤一〇両の付札にみえる員数も問題の一斤一五両の付札にみえる員数も、あまり大差ないようにみえる。

①一一斤一〇両のもの

・六連台　一節(1)*・三節(1)*・六節(2)・七節(1)*・八節(1)
・七連台　一節(2)・二節(1)・六節(1)・七節(3)・八節(1)
・八連台　一節(1)・二節(1)・三節(1)・四節(2)・七節(1)・不明(1)
・九連台　一節(2)・四節(1)・五節(1)・六節(1)・七節(1)
・一〇連台　〇節(1)・二節(1)・三節(1)・四節(1)・不明(1)
・一一連台　一節(2)・二節(1)
・一二連台　〇節(1)・五節(1)

②一斤一五両のもの

五連六節・五連九節・六連四節・七連三節[73]（各1）

右は「二条大路木簡」の伊豆国の調堅魚付札にみえる員数記載を纏めたものであるが、一一斤一〇両の付札に記された員数は六連台から一二連台までかなり幅があるがだいたい六連台から一〇連台までが多い。ちなみに二条大路出土のもの以外の同国の調堅魚付札をみてみると、五連？節[74]・六連二節[75]・七連八節[76]・八連三節[77]・一〇連三

節[78]のものがあり、やはり同様なばらつきをみせている。それに対して一斤一五両のものは五連六節・五連九節・六連四節・七連三節各一例であり、一一斤一〇両のものとは重量で一対六の大差があるのに付札に記されている員数記載ではそれ程変わらない。あるいは両者の間では斤・両の単位に大小の違いがあるのではないかとも疑いたくなるが、通常木簡にみえる重量記載は大斤・大両であり、また同一国で二種類の単位を使用するという混乱を生じかねない事態はまず考え難いので、その可能性はあり得ない。

ところで、「節（丸）」という端数の表記で最も数が多いのは現在確認されている同国の調堅魚付札の中では一斤一五両の付札のうちの一つにみえる「五連九節」の九節であり、また一〇台の数を記したものは全くみえないので、その点を参考にすると一連とは乾しカツオ一〇個を紐で繋いで纏めたもののことであった可能性が考えられる。[79]一一斤一〇両の付札にみえる員数記載のばらつきから考えると、一連の纏まりが一定の重量を基準としていたとはまず考え難く、一連は一定個数の乾しカツオから成っていた可能性が高いと思われ、おそらく一〇個で一連とされたのではなかろうか。そう仮定して乾しカツオ一個あたりの重さを試算すると、一一斤一〇両の付札のものの場合には約六三～一二九グラム程になるが、一斤一五両の付札のものの場合はその重量を付札に記されている員数のカツオ製品全体の重量とみると、乾しカツオ一個あたり一八～二二グラム程になってしまう。[80]「節」「丸」といった表現からすればあまり小さな切身の乾物であったとも思えず、すると一斤一五両とは付札に記載されている員数の乾しカツオ全体の重量であったとは考え難いことになる。とすれば、一斤一五両の付札に記されている「×連（烈）×節（丸）」という記載はおそらく一一斤一〇両に纏められた乾しカツオ全体の員数の記載であり、一斤一五両というのはその大きな纏まりの中に含まれる小さな纏まりの重量であったとみる他ないように思われる。則ち、「一斤十五両」と記された付札は、一一斤一〇両の大きな纏まりの荷の中に含まれる小さな纏まりの荷毎に付けられていた付札であったのではなかろうか。

それでは一斤一五両の纏まりとは、どのような形状のものであったのか。ここで注目されるのは、一斤一五両と書かれた付札が全て同一の郷、則ち田方郡棄妾郷のものである点である。またこれらの員数記載をみてみると、五連六節・五連九節・六連四節・七連三節と何れも比較的似通った数値を示す。なお同郷の調堅魚付札には一一斤一〇両の記載をもつものもあり（前掲の員数記載一覧で出土点数に＊印を付したもの）、そちらをみると六連一節・六連三節・六連七節とやはり何れも六連台の似通った数値となっている。これをみると同郷ではだいたい乾しカツオ六連前後で一一斤一〇両の荷に纏めることを標準としていたようであり、先に触れたように一斤一五両が一一斤一〇両のちょうど六分の一であったことからすれば、この一斤

一五両とは乾しカツオ一連分の重量であるとみることができると思われる。但し全体が六連ちょうどになっている例は今のところないのであるが、次に述べるようになるべく一連を一斤一五両で纏めるようにし、できない分は適宜纏めて全体を一一斤一〇両となるようにしたとみるならば、これらの付札にみえる程度のばらつきが生じることも充分あると思われる。則ち棄妾郷では、一定個数（おそらく一〇個）の標準的な大きさの乾しカツオで一斤一五両になるようにまず一連分の纏まりを多数荷造りし、一方標準的な大きさから外れたものは一一斤一〇両の大きな荷を纏める際の重量調整に利用していたように窺われる。例えば五連六節のものは一連が一斤一五両の纏まりを五連と大きめの乾しカツオ六個（または一斤一五両の纏まりを四連と大きめの乾しカツオ一連プラス六個）で、六連四節のものは一斤一五両の纏まりを五連と小さめの乾しカツオ一連プラス四個で、七連三節のものはおそらく一斤一五両の纏まりを四連と小さめの乾しカツオ三連プラス三個で、それぞれ全体の大きな纏まりの重量を一一斤一〇両としたのではなかろうか。このように考えられるとすれば、名目上は正丁一人分として賦課されたかたちをとる一一斤一〇両の調堅魚も、実際は全て集団的な共同労働によって一斉に取り纏められていったものと推測される。[81]

表三として「二条大路木簡」中の伊豆国各郷の調堅魚付札の員数記載を纏めておいたが、これによれば何連で一一斤一〇両にするかは各郷によって異なり、郷内で似たような数値を示すところも相当ばらつきがあるところもあって、一様ではない。[82] 棄妾郷の一連＝一斤一五両規格の製品は個々の乾しカツオが他郷のものに比べてかなり大きめで、とくに粒選りのものが求められていたことが窺われる。そして一連をなるべく一斤一五両で纏め、その小さな一斤一五両の纏まりの荷にもいちいち付札を付ける[83]方式は、おそらく棄妾郷が独自に採用していたものであったとみられる。乾しカツオのような固形の乾物は、令規定の輸貢量分の荷を纏めるのにそれなりの処理法

表三　伊豆国調堅魚付札の員数記載

郡	郷	員数記載
田方郡	棄妾郷	5⑥・5⑨・6①・6③・6④・7③
	有雑郷	6⑥・8②・9⑤
	久寝郷	7①・7②・7⑥・8①・8④・8㋐
那賀郡	石火郷	8③・9⑥・9㋐・10⓪・10②・10④
	射鷲郷	7⑦・9④
	丹科郷	9⑦・10⓪・11⑨
	都比郷	7⑧・11㋐・12⓪
	入間郷	10③・12⑤
賀茂郡	賀茂郷	11②
	築間郷	7⑦・8⑦
	川津郷	8④・9①
	三嶋郷	
	色日郷	7①・7⑦
	稲梓郷	6⑥
郡郷不明		8㋐

〔註〕 前の数字は連(烈)，後の円囲み数字は節(丸)

が必要であり、伊豆国の場合はそれが郷毎に独自に行なわれることもあり得たらしい。あるいは棄妾郷の場合には、加工段階以前の素材選定の段階においても調堅魚収取を前提とした何らかの管理・規制が加えられていた可能性すらあるのかもしれない。

従来、調庸等の律令制的収取については郡の収取機能が主に注目され、その下の郷（里）の機能や郷（里）を単位とした独自の様相を想定した研究はあまり多くなかった。[84] 以上述べたことはあまりに些細なことではあるが、同じ品目の租税物資であっても一国内の郷によって収取の際の具体的事情が異なる場合があることを強く示唆する例として、注目に値するものと考える。

（三）

伊豆国の調堅魚付札に関して、もう一点指摘しておきたい。「二条大路木簡」中の同国の付札をみていると、田方・那賀・賀茂三郡のうち那賀郡のもののみが記載の形式の点で他郡とはやや異なった傾向を示しているように窺われる。例えば郡名表記に「那賀郡」「中郡」の二通りのものがあり（「中郡」は石火郷で六点中三点〔不明一点〕、都比郷で四点中二点）、また貢進者記載のみを二行書きにしているものもみえ（丹科郷は三点中二点、石火郷は六点中一点、都比郷は四点中三点）、他郡のものに比して記載様式にあまり統一性がみられないのである。[85] また一応同郡内で郷毎の記載様式の傾向のようなものも窺われるが、[86] 同一郷内のものでさえ記載のありかたがまちまちなところがある。とりわけ記載のありかたの多様性という点で注目されるのは、同郡石火郷の付札である。

（史料12）・伊豆国那賀郡石火郷宇遅部黒栖調堅魚十
　　・一斤十両「九連六丸」天平七年九月十一日[87]

（史料13）・□石火郷物部小熊調堅魚十一斤十両「十連四丸」
　　・　　天平七年九月十一日[88]

（史料14）・伊豆国那賀郡石火郷戸主矢田部金毛口物部祢万呂調＝
　　＝堅魚十一斤十両「八連三丸」
　　・　天平七年九月十一日[89]

（史料15）伊豆国中郡石火郷物部廣足調堅魚十一斤十両「九連丸」[90]

（史料16）伊豆国中郡石火郷物部黒万呂物部□（廣カ）万呂調堅魚十一斤十両「十連二丸」[91]

（史料17）伊豆国中郡石火郷石火里戸主物部若□口物部黒麻呂＝
　　＝調堅魚十一斤十両「十連」[92]

寺崎保広氏によれば（史料12～14）の三点の地の記載は互いに同筆とされており、[93] この三点には「九月十一日」という具体的な日付も共通している点が注目される。しかし（史料12・13）が単に貢進者個人名を記すに留まっているのに対して、（史料14）は「戸主」・「口」を明記しており、同一筆者のものでも書式に差異がみられる。

また寺崎氏によれば（史料15・16）の二点も地の記載は互いに同筆とされるが、（史料16）は何故か貢進者記載の部分に物部姓の二名の人名が二行並列で記されており、やはり同一筆者のものであるのに差異がある。以上五点は何れも郷里制下のものであるにも拘らず何故か郷名までしか記されていない。右の二グループとは筆跡を異にする（史料17）のみは比較的書式が整っていて、郷の下の里まで記すとともに「戸主」「口」を明記している。なお同国の堅魚付札では貢進年月は一般にかなり徹底して記されているが、右の六点のうち（史料15～17）の三点には記されておらず、残る三点は前記のように日付まで記しており、その点でもかなり特異な感じがする。同郷の付札であっても、筆記者の違いなどによって記載様式が全くまちまちであるといってよい。

石火郷の付札に端的にみられるような記載様式の未熟さ・不統一性は、これらの付札の作成段階と関わりがあるものと思われる。寺崎氏によれば、（史料12・15・16）の追記部分は互いに同筆であり、これらと同筆の追記をもつものには同郡射鷲郷の二点の付札があり、[94]また（史料13・14・17）の追記も互いに同筆で、同郡都比郷・丹科郷・射鷲郷にそれぞれ一点ずつこれらと同筆のものがみられるとされる。[95]寺崎氏はこうした点、および地の記載では同筆関係は同郷内で収まっている点を根拠として、那賀郡では「本文は郷毎にかかれ、それが郡に集められた段階で何人かの手で追記された」と推察している。また（史料12～14）にみえる「天平七年九月十一日」の日付は、写真を参照したところ何れも地の記載と同筆のようであり、その点も郡衙段階での調堅魚の検収の直前にそれに備えてこれらの付札が書かれたことを示唆している。但しこれらの付札の記載の書き入れが、郡の組織とは全く関わりなく郷段階で独自に行なわれたと直ちに判断することは現時点ではやや危険であるように思われるが、やはり律令制段階の伊豆国那賀郡の調堅魚収取において郷を単位とした独自な様相がかなり顕著にみられたという点はまず間違いないところであろう。

なお同郡の調堅魚付札から窺われるこうしたありかたが他郡の付札にもおよぶところがあったかどうかはまだわかっていないが、何れにしても前に検討した田方郡棄妾郷の「一斤十五両」の問題といい、また那賀郡入間郷の浮浪人の調堅魚の付札がいきなり郷の記載から始まっていることといい、[96]「二条大路木簡」中の伊豆国の調堅魚付札群は律令制的収取における郷の位置付けについて強く再考を促しているように思われる。今後一層木簡史料数が増大し、それに伴って律令制的収取における各級地方官衙・機関の機能が次第に明らかにされていくことが期待されよう。

三　律令制下の贄制度

（一）

最後に本節では、律令制下の贄制度のありかたに関して、「二条大路木簡」の新出史料に接したうえで若干考えたことなどについて述べておきたい。

「二条大路木簡」中には、次のような若狭国遠敷郡青郷の贄の貢進付札がある。

（史料18）・青郷御贄鯛腊五升
　　・田結五戸[97]

（史料19）・若狭国遠敷郡青郷御贄鯛鮓一堀
　　・氷曳五戸[98]

（史料20）・若狭国遠敷郡青郷御贄貽貝富也交作一堀
　　・氷曳五戸[99]

右に掲げた付札には何れも「五戸」という文字が記されている。「五戸」はこれまで舂米の付札の記載のうちにしばしば見出されており、また舂米付札の中には「五保」とあるものもあるので、「五戸」は五保の意味であるとみられる。

（史料21）・蛭田郷中□（寸カ）里
　　・五戸物部真万呂五斗[100]

（史料22）・氷上郡井原郷上里赤搗米五斗
　　・上五戸語部身[101]

（史料23）・播磨国赤穂郡大原□
　　・五保秦酒虫赤米五斗[102]

（史料24）・御野郡出石郷白米五斗
　　・天平勝宝八歳米五保倭文部東人[103]

右は「五戸」ないし「五保」と記された舂米の付札であるが、遠敷郡青郷の贄付札とやや異なるのは、舂米付札の場合「五戸（保）」記載に続けて個人名が記されていることである。この点には両者の間での収取過程における何らかの違いが反映しているかとも考えさせられるが、遠敷郡青郷の贄付札の中には次のような個人名記載を伴うものがあることがこれまでにも知られていた。

（史料25）・若狭国遠敷郡青里御贄
　　多比鮓壱堀
　　・秦人大山[104]

この付札は写真でみると明らかに表裏同筆で、また表面の文字は木簡の最下部まで達しており、表裏で一連の記載をなしている。「壱堀」と容器で数えられていることからすれば裏面の人名が秤量者のものであるとも考えにくく、同郷の調塩の貢進付札に秦人姓の貢進者名がみられることからすれば、人名は貢進者のものではないかと思われる。わずか一点ではあるが、遠敷郡青郷の贄付札には貢進

主体を明記したとみられるものがあり、同郷のこの種の贄の収取には個別人身賦課的原理がある程度およんでいた可能性が窺われよう。（史料18～20）の「五戸」と記された同郷の贄付札には個人名記載はみえないとはいえ、これら三点と（史料25）とでは後者が里名以下を二行書きとしている以外は表面の記載の書式に大差がないこと、（史料25）と全く品目が共通する（史料19）の例もあることなどからすれば、あるいはこれらの付札にみえる贄の収取過程の状況には（史料21～24）の舂米付札の場合と似通ったものを想定することができるのかもしれない。

東野治之・櫛木謙周両氏は舂米付札の「五戸（保）」について、五保が舂米の精製作業の労働力を提供したことを示すものと理解した。[105] この見解を参考とするならば、遠敷郡青郷の贄の場合、贄物となる品の加工過程の労働力として五保が機能したと考えることができるように思われる。「五戸」の記載がみえる三点の付札は何れも「鯛腊」「鯛鮓」「貽貝富也交作」といった海産物加工品であり、おそらくは五保の雑徭によって贄物の加工がなされたのではなかろうか。[106]

なお東野氏は舂米付札の「五戸（保）」について、舂米の精製作業をわりあてられた五保が国衙段階での検収で問題にされる必要性はなかったとして、この記載を含む付札の記載は郡より下位の段階において郡段階での検収に備えて書かれたものであると理解した。[107] この見方に従えば（史料18～20）の三点の遠敷郡青郷の贄付札の場合も同様ということになる。

だがこの点については、遠敷郡の贄付札の形態の規格性に注意したい。（史料18）は「五升」と容量を記し「一堀」と容器の個数で記すものとは異なっているが、木簡としての形態・法量の点でもそれらとは異なり、「一堀」と記すものがみな〇三二または〇三一型式であるのに対してこれは切り込みのない小形矩形の〇二一型式である。この付札と全く同様に「五升」の記載を有する小形矩形の青郷の贄付札には『平城宮木簡　二』二二八三号があり、「××五戸」の記載がない点だけが異なっている。こちらは溝ＳＤ三〇三五（第二二次北地区）から出土したもので木簡の年代は不明であるが、[108] 確率的には（史料18）とは別年のものである可能性が高く、遠敷郡青郷では右の二種類の付札を同一の贄物の荷に対して使用する方式を少なくとも何年かにわたって継続していたとみられる（なお一般に同郡の贄付札〔同種のものどうし〕では、「五戸」の記載をもつものともたないものとの間で型式・法量・書風などがとくに異なるようなことはない）。また「二条大路木簡」中にみられる同郡木津郷・車持郷の贄付札は〇三二型式で「一堀」の記載をもっており、青郷の贄付札のうちの「一堀」を記すタイプのものと型式・法量・書風などの点でほとんど違いがなく、[109] 二種類の付札を併せて使用する方式は同郡内のこれらの郷にも共通するものであった可能性を強く示唆する。[110]

以上のことからすれば、遠敷郡青郷の「五戸」の記載をもつ贄付

札は東野氏が述べるように郡段階での検収を前提に書かれたとみるにしても、その場合でもやはり郡の指導の下に一定の規格的な規制をうけていたものと考えられる。また「五戸」の記載の有無によって木簡としての型式・法量や書風にとくに差異があるとはみられない点からすれば、「五戸」と記されていないものも木簡の記載の書き入れ段階については「五戸」と記されているものと同様であるのかもしれない。

ところで今のところ遠敷郡の贄付札の中で「五戸」の記載がみられるのは前掲の青郷の三点のみであるが、これらは何れも郷里制下のものであり、「田結」「氷曳」は里（コザト）の名である可能性がある。「田結」は現京都府舞鶴市大字田井が、「氷曳」は現福井県大飯郡高浜町大字日引がそれぞれ遺称地であるとみられるが、（史料22）の「上五戸」が明らかに丹波国氷上郡井原郷上里の五保を指していること、青郷の贄付札の中に「××五戸」が記されるのと同じ位置（裏面）に「小野里」と記したものもあること[111]の二点からみれば、「××五戸」は某里の五保ではないかと考えられる。あるいは郷里制下の贄付札に「五戸」記載が現れるのは、従来の里（オオザト）の細分化に伴い末端の収取機構においても五保を単位として一定の整備が行なわれたなどというような一時的な事情によるものであったとも考えられなくはない。この点、前述のように「五戸」と記された付札は他の同郷の贄付札と形態、書風などの点でほとんど差異がないことからすれば、あるいはそう記されていない付札にも実際は五保によって加工作業がなされた贄物の付札が含まれている可能性も皆無ではないのかもしれないが、一方舂米付札の場合を参考にするならば[112]、やはり郷までで記載が終わっているものと「五戸」まで記しているものとでは海産物の加工労働のわりあての対象となる単位が異なっていたと考えるべきであるのかもしれない。こうした点については木簡史料の増加を待って、今後あらためて検討する必要があろう。

何れにせよ、「五戸」の記載を有する贄付札が付けられていた贄物は、郷・里や五保といった公民支配のための末端の行政区分を単位として収取されていたことが明らかである。「五戸」の記載をもたない贄付札も形態・書風などでとくに差異はないから、遠敷郡の一連の贄付札は贄戸のような特殊な専業的貢納民によって調達された贄物に付けられていたものではなく、概して一般公戸の労働力によって調達された贄物に付けられていたものであったと考えられる。筆者はかつて遠敷郡青郷の贄付札について、（1）贄付札にみえる貢進者名（前掲（史料25）参照）と同郷の調塩付札にみえる貢進者名とで同姓（秦人）のものがあること、（2）形態、書風などの点で同郷の贄付札と調塩付札とは比較的よく似ていること、（3）贄付札と調塩付札とで互いに同筆とみられる例が見出されること、（4）贄付札にみられる海産物加工品の品名は賦役令1調絹絁条の調の指

定品目や『延喜式』主計寮式上の若狭国調の指定品目と重なるものが少なくないこと、の四点を根拠に、これらの付札は性格的に調に近い年一回的な貢進形態の贄に付けられたものであったのではないかと考えた。[113]「五戸」の記載を有する贄付札の存在はこうした私見と矛盾するものではなく、むしろその傍証となるものと理解する。

これまで遠敷郡青郷の贄付札は、大膳職に隷属する特殊な専業的貢納民による贄に関わるものであるかのように理解されることがしばしばあった。[114]『東大寺要録』巻八所引、天平勝宝八歳五月二二日勅には「大膳職江人、近江・若狭・紀伊・淡路・志摩等国久代已来、毎月常貢二供御異味一」とあり、奈良時代の若狭国にこうした専業的貢納集団としてのいわゆる贄戸がおり、月料のかたちで通年的に海産食料品の貢進を行なっていたことが明らかであるが、現在までに知られている同郷の贄付札が付けられていたところの贄物はこうした贄戸による贄とは基本的には関係がないとみるべきであろう。贄戸の根拠地が同郷周辺に所在した可能性は依然あると思われるが、[115]贄戸系の贄収取は公戸系の贄収取とは全く収取系統を別にして独自なかたちで行なわれていたのではなかろうか。律令制下では雑供戸や贄戸といった特殊な貢納集団からの贄の収取がかなりさかんに行なわれていたと推察されるのに、貢進物付札ではそうした贄に関わるとみられるものは参河国播豆郡諸島の一群を除けばほとんどみられない。[116]その播豆郡諸島の贄付札の場合も、第一節で考察したように郡・郷制によって海部集団が再編され、それらからの贄収取にも律令制的収取の諸原理がかなり強く浸透しつつあった段階のものが大部分であり、天平期頃における同地の贄を贄戸系の贄の典型例と考えてよいかといえばかなり疑問がある。贄戸系の贄貢進には、あるいは一般の律令制的な租税物資の場合のような貢進物付札が必ずしも必要とされず、こうした贄の取り扱いやその収取手続きには何らかの特殊な様相があったことを想定するべきであるのかもしれない。

（二）

律令制下の贄制度は、時期によってそのありかたをかなり変化させているようである。参河国播豆郡諸島の贄が、律令制的収取の諸原理の浸透によって古い段階から有していた伝統的な貢進形態を徐徐に変質させていき、その後月料という通年的な貢進形態の停止によって調に切り換わったとみられることは第一節で考察したところであるが、若狭国の贄付札にみえる贄ものちには調へと税目が変化したものとみられる。奈良時代の同国の貢進物付札史料をみる限りでは、同国では調は塩のみであり魚貝類加工品は全て贄とされている。同国の中男作物の付札はこれまで知られていなかったが、最近「二条大路木簡」中に一点が見出された。

（史料26）　若狭国遠敷郡青郷小野里
中男海藻六斤　太[117]

これを参考とすれば、奈良時代の同国では贄は魚貝類、中男作物は海藻類、調は塩というように海産食料品の種別によって税目を分けていたことが窺われるのである。こうした傾向は『延喜式』段階になると全くみられなくなる。式制では同国の贄物は贄戸系の系統に属するとみられる節料・旬料の贄を除けば生鮭・海草類（毛都久・於期・稚海藻）・山薑のみに限られており、[118] 海産魚貝類加工品は全て調・中男作物とされている（中男作物には海藻も品目指定されている）。同国における贄物と調物との間の品目上の区別には、天平期頃以降に大きな変化があったことは間違いなく、また若狭国の贄付札にみえる貢進物の品目にも『延喜式』の若狭国調の品目と重なるものが目立つことからすれば、[119] これらの貢進物はその後贄から調へと貢進の際の名目が変化したと考えるべきであろう。右のことから遡れば、『延喜式』制の前段階の時期、とりわけ奈良時代においては、如何なる品目を贄物とし、如何なる品目を調物とするのかは国毎の独自の基準によって決められることがある程度あり得たと考えざるを得ない。そしてその後は中央政府との関係を通じて次第に贄の対象品目に改定が加えられていき、調の品目にみられるようなありふれたものはあまり含まれなくなり、贄に特徴的な独自の品目がより多く指定されていったものと考えられる。

贄物が調・中男作物によって調達されるようなことが比較的多くあり得たことも、奈良時代の贄制度の一特徴であるのかもしれない。

（史料27）□□□〔料カ〕御調贄楚割六斤[120]

（史料28）・因幡国気多郡勝見郷中男神部直勝見麿作物海藻大御＝
＝贄壱籠六斤太

・　神護景雲四[121]

（史料29）因幡国法美郡廣端郷清水里丸部百嶋中男作物海藻御＝
＝贄陸斤天平八年七月[122]

（史料30）因幡国気多郡中男作物海藻大贄壱籠　四斤九両　天平五年四月[123]

（史料31）播磨国賀古郡淡葉郷□□里伯祢部石村御調御贄「大＝
＝鮹六斤太」[124]

（史料32）伊予国宇和郡調贄楚割六斤[125]（同文二点あり）

右に掲げたもののうち、（史料29～32）は二条大路出土の木簡である。『延喜式』制では、内膳司式の諸国貢進御贄年料の規定に大宰府の調・中男作物の鰒加工品や鮒鮨を贄に振りあてることがみえるが、大宰府管内でのみ通用する特殊な制度であってあくまで例外的であるとみられる。ところが奈良時代の木簡史料では、贄を調によって調達したことを示すもの三例、中男作物によって調達したことを示すもの三例に及んでいる。

これら諸例のうち、中男作物によって贄を調達したことを示すものは何れも因幡国の付札であるが、[126] 同国については「二条大路木簡」の中にいわゆる国衙様書風によって書かれた贄付札が確認された。

（史料33）　因幡国進上鮮鮭　御贄壱隻　雄栖　天平八年十月[127]

（史料34）　因幡国気多郡□海藻　壱籠　大四　天平八年三月[128]

両者とも写真でみる限り明らかな国衙様書風の字体であり、かつ木簡の紐を付けるための切り込み部分など材の加工もきわめて丁寧になされているが、さらによくみてみると二点とも「因」を小さめの「旦」につくる点や「国」「年」の字形に両者で少しの差異もみられない点などから、ともに明らかに同筆であると判断される。なお（史料34）の「□海藻」は国衙様書風の付札であること、貢進月がはしりのワカメの採取時期に相応しい三月であることからみて贄物の「若（稚）海藻」であろう。因幡国の稚海藻・鮮鮭（生鮭）は、ともに『延喜式』宮内省式の諸国例貢御贄、内膳司式の諸国貢進御贄年料にみえる。初物ワカメである稚海藻や鮮物として特別に扱われる鮮鮭は代表的な贄物であり、付札の形態・書風によっても他の貢進食料品類とは明確に区別されていたことが窺えよう。（史料33・34）の筆記者は、こうした特別の貢進物として選びぬかれた贄物の付札の記入を担当する国衙の官人（史生か）であったとみられよう。

一方中男作物が贄物として貢進された例は何れも海藻（メ、初物以外の一般のワカメ）であり、[130]貢進月をみてみると四月と七月で一般の調物の貢進期間から外れているので、あるいは贄と調との中間的な性格を有する貢進物かとも考えさせられるが、同国の中男作物の海藻付札にも六月と七月の記載がみえるので、[131]一般の中男作物の海藻とこれらの海藻とで採取・加工の過程が全く分けられていたとみることは困難であるようにも窺われる。同国では、調の貢進期間に関わりなく中男の雑徭を駆使してワカメの採取・加工を行ない中男作物の海藻を貢進していたが、その中でも良質のものを贄として貢進することもあったのであるとみられよう。但しこちらは付札の形態・書風をみても中男作物の海藻付札とほとんど変わるところがなく、これらが中央政府によって贄としての貢進が強く求められているところの稚海藻や鮮鮭と全く同様の取り扱いを受けたとは考え難く思われる。（史料29）と（史料33・34）とは何れも同一年（天平八年）の贄物に付けられた付札でありながら、その形態・書風には明らかな差異があるのである。なお（史料28～30）の間で「大御贄」「御贄」「大贄」と税目記載がそれぞれ異なる点については、この際とくに大きな意味があるとは思われない。

次に調によって贄を調達した例についてであるが、貢進国不明の（史料27）と播磨国の（史料31）、伊予国の（史料32）の三例がある。後二者については、『延喜式』制では播磨国の調の大鮪、伊予国の調の楚割はともにみられない点が注意される。あるいは本来他物を調として輸するところをその分を海産物に振り替え、良質の品なのでさらにそれを贄物とした、といったことも全く考えられなくはな

いのかもしれないが、楚割（雑魚楚割）は調の海産物としては少なからずみられるものであり、[132] 鮹も鮹腊・乾鮹が『延喜式』主計寮式上に調として挙げられているので、[133] 何れもそれぞれの国の調に指定されていた可能性もある。とまれ贄と調とである種の互換性が認められたケースがあったことは、取り敢えず認めてよいであろう。なお、何れの付札も国衙様書風によって書かれたものではなく、外見上一般の調の付札ととくに異なるところはない。

以上にみたように、（1）『延喜式』制より前の段階、とりわけ八世紀代においては、贄として貢進するものの品目の選定には国毎の独自基準が適用されることがあり、その後そうしたありかたは中央政府側の意向によって次第にあらためられていった、（2）天平期頃には、諸国が貢進主体となる贄物にも同国の貢進食料品を代表する品としてきわめて格別の扱いを受けるものとそうでないものとがあり、後者の場合は調・中男作物によって調達されることもあり得た、と考えられるとすれば、奈良時代の贄は後の『延喜式』制の贄などに比して制度面で幾分未熟であり、制度的外形がやや不明瞭であったと理解される。『延喜式』制では品目の面では贄制度の独自性が一層強調され、調や中男作物との制度的区別もかなり鮮明化されるに至っているとみられる。木簡にみえる贄を考察する際に『延喜式』の贄のイメージを安易に当て嵌めて理解しようとすることはかなり危険であり、両者の間の段階的な差異に充分留意せねばならないであろう。[134]

律令制下に諸国が主体となって貢進していた贄の基本的な性格の一端を端的に表現している史料としては、『続日本紀』天平二年（七三〇）四月甲子（一〇日）条の太政官処分の「又国内所レ出珍奇口味等物、国郡司蔽匿不レ進、亦有下因二乏少一而不上進。自レ今以後、物雖二乏少一、不レ限二駅伝一、任レ便貢進」という部分が挙げられる。「国内所レ出珍奇口味等物」に贄が該当することは明らかであり、これによれば贄の制度は物資の量的充足を目的とした調のような純財政的な制度とは異なり、たとえ少量であっても諸国が純粋に自国産の食料品を貢献すること自体に意味がある制度であった。こうした贄制度には律令国家による諸国統治を象徴する特殊なイデオロギー性、儀礼性が強く纏わりついていることも容易に推察されるところであり、『延喜式』制やそれ以降に至る制度の変遷もその独自の制度的属性の展開や変質[135]との関わりであらためて捉え直していく必要があるように思われる。

おわりに

「二条大路木簡」が貢進物付札を用いた古代史研究の発展に今後大きく寄与するであろうと予感されるその最大の所以は、これまでにはほとんどみられなかったような質・量ともに豊富な同時期の同

一地域に関わる史料群の供給が大いに期待されるという点にある。これまでのこの種の研究の基礎となっていた木簡史料は概して様々な地域の様々な時期の貢進物付札の集積でしかなく、記載様式や書風、木簡の形態などの比較検討の手法を用いた研究にも大きな制約があったのである。「二条大路木簡」の出現によって貢進物付札の史料数は飛躍的に増大することは疑いないが、それにも増して個々の貢進物付札が研究者に示唆してくれるであろう情報の内容もこれまでよりははるかに多様で豊富なものとなっていくであろう。とくに地方官衙段階から中央政府段階に至るまでの租税収取・勘検の実態に関する研究は、正にこれから新段階をむかえることになると思われる。本稿は未熟な習作にしか過ぎないが、「二条大路木簡」の貢進物付札が有しているであろう、史料群としての多様な可能性のごく一端でもそこに示し得ているとするならば、執筆の目的の過半は達成されるものと考える。

註

(1) なお『平城宮発掘調査出土木簡概報（二十三）――長屋王家木簡二――』（一九九〇年一一月、以下『平城宮発掘調査出土木簡概報』は『概報』と略称する）には、二条大路出土のものではないが東二坊坊間路西側溝SD四六九九から出土した貢進物付札の釈文が収められており、これらも「二条大路木簡」とともに新出史料として扱う。

(2) 最近山尾幸久氏は『延喜式』にみえる旬料について、桓武朝頃始まった例月の旬儀（旬宴）のために充てられる贄であるとの新見解を示した（山尾「『延喜式』の御贄をめぐって」『古代文化』四三巻二・三号、一九九一年）。また同氏は、旬料を贄戸または御厨から貢進される贄であるとする通説的見解にも疑問を表明している。この点は今後の検討を要するであろうが、しかし播豆郡諸島の贄の場合は「×嶋海部供奉」という付札の書式、および『東大寺要録』巻八所引、天平勝宝八歳五月二二日勅に近江等五国が大膳職江人とともに月料の贄を貢進することがみえ、播豆郡の贄付札の「月料」もこれに関連するとみられることなどから、同地の海部集団が律令制前から伝統的に贄を貢進していた可能性は比較的高いように思われる。

(3) 『平城宮木簡　一　解説』（奈良国立文化財研究所、一九六九年）、勝浦令子「律令制下贄貢納の変遷」（『日本歴史』三五二号、一九七七年）。

(4) 鬼頭清明「御贄に関する一考察」（竹内理三博士古稀記念会編『続律令国家と貴族社会』吉川弘文館、一九七八年所収）。なお勝浦前掲論文（註3）も、播豆郡の贄付札にみえる島名を「一般の地方行政区画からはずれた嶋名」と解し、海部は「郡による特別な統轄を受けていた」と考えている。

(5) 長山泰孝「贄と調について」（井上薫教授退官記念会編『日本古代の国家と宗教』下巻　吉川弘文館、一九八〇年所収）。

(6) 写真をみると、裏面の人名の部分の書体がややくずれているが別筆と判断される程ではなく、表裏同筆で一連のものとみておきたい。

(7) 三島は律令制下ではともに播（幡）豆郡に属していたが、現在は篠島・日間賀島は知多郡南知多町に、佐久島は幡豆郡一色町にそれぞれ属している。

(8) 今泉隆雄「貢進物付札の諸問題」（奈良国立文化財研究所編『奈良国立文化財研究所研究論集』Ⅳ、一九七八年所収）。

(9) 高島英之「参河国播豆郡贄貢進付札の再検討」(『史友』二〇号、一九八八年)。

(10) 八月料の付札が篠嶋・析嶋両島にみられること(7・17)、天平一八年は閏年であるので36の付札にみえる一二月は偶数月ではなく奇数月の扱いとなり篠嶋が贄貢進にあたる筈であるのに、36は析嶋の付札であること、の二点を問題としている。

(11) 福岡猛志「三河湾『海部・贄』木簡の諸問題」(『歴史の理論と教育』七二号、一九八八年)、同『新修半田市史 本文篇』(半田市、一九八九年)第二篇第四章「古代」(以下ではそれぞれ福岡a論文、福岡b論文とする)。

(12) 高島前掲論文(註9)、福岡前掲a論文(註11)。

(13) 今泉前掲論文(註8)。

(14) 『概報(十五)』(一九八二年)。なお同遺構出土の木簡にみえる年号は天平一二年・同一五年・同一九年各一点、同一八年二点、「天平□年」「天平」各一点である。貢進物付札も記載の全体がほぼ判明するもの三点が、何れも天平一二年(七四〇)以降の郡・郷の記載をもっている。

(15) 『概報(十七)』(一九八四年)。

(16) 『概報(二十二)』によれば、二条大路の南側の溝であるSD五一〇〇から出土した木簡に記された年紀は天平三年(七三一)〜一一年(七三九)で、とくに天平七・八年が多いとされる。また『同(二十四)』によれば、北側の溝であるSD五三〇〇・五三一〇から出土した木簡に記された年紀は、前者が神亀五年(七二八)の一点を除いて天平三年〜八年でとくに天平七・八年が多く、後者はこれまでのところ天平八年のものしか確認されていないようである。

(17) なお「二条大路木簡」とほぼ同時期に出土した三点の付札の年代にも触れておく。まず左京三条二坊一坪の土坑SK五〇七四(一九七次)から出土した49については、同土坑からは年紀をもつ木簡は「神亀五年六月」と書かれた一点が出土したに留まるので年代を明らかにはし難いが、あるいは天平初期前後のものであろうか。また83・84が出土した東二坊坊間路西側溝SD四六九九(一九三次B区、一九八次A区)は『概報(二十三)』によれば奈良時代後期に埋め立てられたものらしく、出土木簡にみえる年紀は養老六年(七二二)〜天平三年(七三一)でとくに天平元・二年のものが多いので、これら二点は天平初期頃のものである可能性が比較的高い。

(18) 「大贄」「御贄」の表記をめぐる問題については、拙稿「律令制下の贄について」(『東北大学附属図書館研究年報』二一、二二号、一九八八、八九年)参照。

(19) 同遺構から出土した木簡の年紀のうち最も古いものは本文に記したように養老七年であるが(『概報(十九)』一五頁上段、二三頁上段)、それよりもさらに古いと考えられる里制下の貢進物付札が数点あり、貢進物付札の中にはかなり古いものも含まれていることを窺わせる。40〜46は47に比しても、それ程時期的に大幅に降るものではないのかもしれない。註(17)で述べたことと併せ考えれば、本文で以下に述べるような播豆郡諸島の贄付札の記載・書式の変化の画期は、神亀年間〜天平初年頃にあったものと思われる。

(20) 奈良県教育委員会『藤原宮跡出土木簡概報』(大和歴史館友史会、一九六八年)四四号。

(21) 福岡前掲a論文(註11)。同氏は(史料2)の付札の「篠嶋」に次ぐ二字を「郷海」ではないかと推測した。

(22) 『概報(十六)』(一九八三年)六頁上段。

(23) 最近では山尾前掲論文(註2)。

(24) 野村忠夫「律令的行政地名の確立過程」(井上光貞博士還暦記念会編『古代史論叢』中巻 吉川弘文館、一九七八年所収)、福岡前掲b

論文（註11）。

(25) 平城遷都が和銅三年（七一〇）三月のことであるので、それ以後同六年五月以前の三年間程の間ということになるが、47と40～42とがともにこの期間のものであるとはやや考えにくい。両者では「ハヅ郡」の表記が異なっているうえ、前者は「大贄」後者は「御贄」と税目表記も異なっており、互いに同一時期のものとは見做し難い。税目表記の点からみて前者の方がより古いものとみられるが、前者から後者への記載様式の変化が右の僅か三年間程の間に生じたとみることはやや困難ではなかろうか。

(26) 写真を実見したところ、「郷」字のあるものもないものも型式・書風などの点でとくに区別されるところはなかった。

(27) この点については、荒木敏夫氏より示唆をいただいた。

(28) 佐久島地区を除く現一色町あたりが『和名抄』郷比定地の空白地帯であることは、夙に吉田東伍編『大日本地名辞書』の指摘したところである（なお郷の比定については、太田亮『日本国誌資料叢書　三河』〔磯部甲陽堂、一九二六年〕や『角川日本地名大辞典　23　愛知県』〔角川書店、一九八九年〕の諸説整理を参考にした）。但しこのあたりは古代遺跡の分布がかなり希薄な地域でもあるので、いま少し検討の要もあろう。

(29) 知多半島の先端、現知多郡南知多町大字師崎の羽豆岬には羽豆神社があり、現幡豆郡吉良町大字宮崎の幡豆神社と同じく建稲種命を祀っており、両社には深い関係があるらしい。福岡氏はかつて木簡中に『和名抄』の知多郡五郷のうち但馬郷のみがみられなかったことをも根拠として、知多半島先端部が古代に播（幡）豆郡に属していた可能性を述べられた（福岡前掲a論文〔註11〕）。「二条大路木簡」中には但馬郷の調塩付札が一点あり（『概報（二十二）』二〇頁上段）、福岡氏の想定の一根拠は崩れたが、依然として知多半島先端の一部地域が律令制の時期に播（幡）豆郡域に含まれていた可能性はあると思われる。

(30) 現在日間賀島では三五基の古墳が確認されているのに対し、篠島では三基しか確認されていないようで（福岡前掲a論文）、律令制下に比莫嶋が篠嶋郷（里）に編成されていたとみるならば、やや意外なようにも思われ（なお『角川日本地名大辞典　23　愛知県』の「一色町」項によれば、佐久島では現在五〇基の古墳が確認されている）、郷（里）名が「篠嶋郷（里）」とされた理由についてはあらためて考える必要がある。『万葉集』巻七、一二三六番の一首が篠嶋を歌ったものとする説は比較的有力なようであり、岩波書店日本古典文学大系版（高木市之助・五味智英・大野晋校注）もこの説をとっている。右の点については、篠嶋の名が中央でも比較的知られていた可能性があることも考慮するべきであるかもしれない。なお、『南知多町誌』（南知多町、一九六五年）は、貞観四年（八六二）の大地震によって篠島・日間賀島一帯に地盤沈下が起こったとし、それ以前は両島は互いに接する程の状態であったとする見解を載せている。福岡氏のご教示によれば、この見解は地元の伝承にもとづいたものらしく、また地質的に全く異なる両島が元は相接する位置関係にあったとする伝承が存在するとすれば、それは過去における両島の政治的・経済的な一体性を反映したものではないかとのことであり、この際注意される。

(31) 本来ならば島名を記すべきところを筆記者が誤って郷名であるかのように表記してしまったという見解は、そのように仮定した場合にはこうした書き誤りは海部の贄貢進の根本的な意義に関わる重大な誤記として容易に見過ごされるとは考え難いものとなるにも拘らず、問題の「郷」字を伴う付札には何れも一切訂正の痕跡すらないことからすれば（海部の「部」字を欠いてしまったため裏面に全文を書き直した一例〔4〕を想起のこと）、解釈としてはかなり無理があろう。おそらく「郷」字の有無自体にはそれ程厳密な注意が求められていなかっ

たとみるべきであり、本文で述べた見方をとるのが、解釈としてはより自然であると思われる。

ちなみに「郷（里）」字を伴わない郷（里）名記載も皆無ではない。

阿波国那賀郡中男海藻六斤　和射

（『平城宮木簡　二』二一八三号）

・能登国能登郡鹿嶋鯛腊　□□一斗五升

・　天平八年八月四日　（『概報（二十二）』三四頁下段）

(32) 三月・七月・八月の三か月は両郷で重なるが、それでも貢進例は三月・七月は「篠嶋」が多く八月は「析嶋」が多いので、奇数月が篠嶋郷、偶数月が析嶋郷という原則の存在を想定してもそれほど不都合はないように思われる。中央での海産物需要の多い月に臨時にさらにもう一郷が贄貢進にあたるという事態も、充分考えられよう。閏月の扱いも臨時のことがらとしてさまざまな処置が可能であるから、両郷の隔月交互貢進の原則を否定する根拠にはなり難いように思われる。

(33) 両郷によって贄貢進が行なわれる月の場合は郡衙の官人らは隔月交互貢進の原則で貢進月にあたっている方の郷の中心的拠点に出向き、そこで贄物の収取が行なわれたのではなかろうか。

(34) 鯛楚割は贄付札中に四点みえ、また付札にみえる佐米・赤魚・宇波加・須須岐・毛都の楚割は雑魚楚割に相当しよう。

(35) 『概報（二十二）』二四頁上段。

(36) 同、二三頁上段。

(37) 同、二四頁下段。

(38) 同、二六頁。

(39) 伊豆国の調堅魚付札の場合重量・員数記載は別筆の追記として記されていることが極めて多く、また年月の部分もそれと一連の追記であることがあるが、一方駿河国の付札では通常こうした記載は年月とともに、地の記載の筆記者によって記されているようである。この点は、両国の間で付札の記載を書き入れる際の具体的方法が互いにかなり異なっていたことを明示している。伊豆国では地の記載は重量・員数の確認検査を経るより前に書かれるのが普通であるのに対して、駿河国では通常はこうした確認検査がなされたのちに個々の付札の全記載が各一人の筆記者によって書かれていたようである。

(40) 『平城宮木簡　一』三三八・三三九・三四〇号（三点とも同一人名義）が代表的な例であるが、「二条大路木簡」中にも本文後掲の（史料7・8）の他に次の七例が見出せる。伊豆国賀茂郡賀茂郷題詩里矢田部刀良の調荒堅魚の付札二点（『概報（二十二）』二七頁）、同国那賀郡射鷲郷庭科里宍人部足国の調堅魚の付札二点（同、二九頁）、同国同郡都比郷有覚里日下部黒万呂の調堅魚の付札二点（同上）、若狭国遠敷郡佐分郷岡田里三家人宮足の調塩の付札二点（同、三三頁下段）、伊予国和気郡海部郷若日下部広嶋の楚割（調？）の付札二点（同、三九頁下段）、近江国坂田郡上坂郷戸主藪田虫万呂戸の庸米の付札二点（『概報（二十四）』二六頁下段）、同国同郡同郷戸主比流伊吹戸の庸米の付札二点（同上）。

(41)(42) 『概報（二十二）』二三頁下段。

(43) 東野治之「古代税制と荷札木簡」（『ヒストリア』八六号、一九八〇年、のち同氏著『日本古代木簡の研究』塙書房、一九八三年に再録）。

(44) 倉庫令倉出給条（『令集解』職員令23主税寮条・同職員令66左京職条・『政事要略』巻五三交替雑事〔雑田〕所引）。

(45) 『長岡京木簡　一』五三号。

(46) 同、五五号。

(47) 今泉隆雄「長岡京木簡と太政官厨家」（『木簡研究』創刊号、一九七九年）、同「溝SD一三〇一出土木簡の諸問題」（『長岡京木簡　一　解説』向日市教育委員会、一九八四年所収）。

(48) 中央政府段階の貢進物収納の手続きについては、北條秀樹「文書行

政より見たる国司受領化――調庸輸納をめぐって――」(『史学雑誌』八四編六号、一九七五年)、同「平安前期徴税機構の一考察」(井上光貞博士還暦記念会編『古代史論叢』下巻　吉川弘文館、一九七八年)参照。

(49) 註(47)に同じ。

(50) 『長岡京木簡　一』五九～七〇号。

(51) 『令義解』職員令3中務省条・『令集解』職員令同条令釈所引倉庫令逸文。

(52) 『類聚三代格』巻八調庸事、寛平八年閏正月一日太政官符所引倉庫令逸文。なお新訂増補国史大系本『令義解』および日本思想大系3『律令』では前註の逸文と併せて一条をなしているが、北條氏が指摘しているようにこれらを同一条とみるにはやや疑問がある(北條前掲論文〔註48の前者〕)。

(53) いうまでもなく調帳や門文に記された「数」とは令や式によって規定された各種貢進物の輸貢量の合計額であり、調堅魚の場合でいえば「×連×節」の員数記載ではなく「十一斤十両」の重量記載の方がこれに相当する。

(54) (史料7)の重量が記載された付札については、何らかの事情によって例外的に消費地にまでもたらされたものと考えておきたい。

(55) 供御料については、内膳司式に規定がある。

(56) 『昭和六十三年度平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』(一九八九年)は、「二条大路木簡」のうちの南側の溝から出土した木簡の内容から、「長屋王以降でも邸宅がしばらくは公的な施設として機能していた可能性」があることを指摘している。各種食料品は、何らかの公的な饗宴において消費されたのではなかろうか。

(57) 保管されている間に、食料品素材の重量に幾分の変化が生じることもあり得る。あるいは大膳職等の官司での計量はそれ程厳密なものではなく、付札の輸貢量記載にもとづいて全体の需要量分の食料品素材を整える程度のものであった可能性もあろう。

(58) なおもともと重量記載を伴う付札が二枚付けられており、中央検収段階と消費直前の準備段階とにおいてそれらが一枚ずつ取り去られたという可能性も今のところあり得なくはない。

(59) 計量を経た調理前の段階においては、食品素材の管理上品物の可視的な員数の表示の方が意味をもってくると考えられる。駿河国の調堅魚付札の場合、最終的な消費段階で員数記載が記された方の付札が残されることを意図して、同一の荷に付けられる複数の付札の記載内容を書き分けていたのかもしれない。

(60) 『平城宮木簡　一』三四一号。本文に(史料11)として掲げた。

(61) 『概報(十九)』二一頁上段。

(62) 『概報(四)』(一九六七年)一九頁下段。

(63) 『概報(十九)』三三頁上段。なおこの木簡は〇三九型式で下端を欠いており、裏面上端に「堅魚」の記載があるが輸貢量が「八斤五両」であるので、堅魚ではなく煮堅魚の付札であると判断した。

(64) 同、二一頁。

(65) 註(60)に同じ。

(66) 「大膳(職)」と記す墨書土器・木簡は内裏北方に集中する(立木修「平城宮の大膳職・大炊寮・内膳司――墨書土器を中心とした試論――」奈良国立文化財研究所創立三十周年記念論文集刊行会編『文化財論叢』同朋舎出版、一九八三年所収)。

(67) 志摩国の調堅魚付札は『概報(十七)』一三頁下段に一点、『概報(二十二)』一九頁上段に一点の計二点。

(68) 『概報(十九)』二五頁に一点、同三二頁に三点。

(69) 同、二七頁上段。

(70) なお「二条大路木簡」中の伊豆国那賀郡入間郷の浮浪人の調堅魚付札(『概報(二十二)』三〇頁上段)には一斤と記されているが、通常

の調堅魚の場合とは区別されよう。なおこの付札には「十連」という員数記載も併せて記されているが、本文で後述する乾しカツオの重量を参考にすれば、一斤が乾しカツオ一〇連分の重量であったとは到底考え難く、浮浪人の調堅魚の荷の取り纏めには何らかの特別な方法がとられていたように窺われる。また「二条大路木簡」中の伊豆国の調堅魚付札には「十一斤」「十一両」と記されたものが各一点あるが、何れも「十一斤十両」の誤記ないし省略によるものではなかろうか。

(71) 主計寮式上諸国調条。

(72) 木簡には生堅魚や堅魚鮨もみえるが、調物の場合乾物以外はみられない。

(73) 『概報（二十二）』二四頁下段の右より二番目の田方郡棄妾郷の付札は下欠であり、員数記載は裏面上端に「五両」が残るのみであるが、これを一斤一五両、七連三節の調荒堅魚付札と見做した。あるいは八斤五両の荷に取り纏められる煮堅魚の付札かとも疑われるが、田方郡の煮堅魚の付札は今のところみられず、この付札も棄妾郷の調荒堅魚付札群と一連のものとみるのが自然であると思われる。なお同概報では、二五頁最終行の田方郡棄妾郷の一斤一五両の調堅魚付札の員数記載を七連三節ではないかとしているが、写真をみる限りでは「七」かとされる部分は潰れた字形の「六」のようにもみえ、釈読については何ともいえない。よってこの例は除いて七連三節は一例とした。

(74) 『平城宮木簡　三』三〇六九号。

(75)〜(77) 『概報（十七）』一四頁。

(78) 『平城宮木簡　一』三四二号。

(79) 「九節」と記されたものは「二条大路木簡」中の駿河国の調堅魚付札にもみえる。「員八連九節」（『概報（二十二）』二三頁上段、但し下欠で品名を欠く）、「七連九節」（同、二四頁上段）。なお宮下章氏も一連は一〇節であったとしているが、その具体的な根拠は明らかではない（宮下『鰹節　上巻』社団法人日本鰹節協会、一九八九年）。

(80) 現在の鰹節は雄節・雌節とも一節二〇〇〜三〇〇グラム程度が標準的なようであり、一一斤一〇両の付札の記載をもとに試算した約六三〜一二九グラムという値でもやや小さすぎる感がある。しかし古代の乾しカツオの製法の詳細は不明であり、それ程疑問の残る値でもないように思われる。宮下氏は古代の堅魚の形状について「現在のように四つに割いてから、さらに半細分ないし三細分した」のではないかとし、その理由としては焙乾法が知られていない当時においては「都までの長途の輸送に際しても腐敗させぬように充分乾燥させるためには、細断する必要があった」からであるとしている（宮下前掲書〔註79〕）。

(81) 本文に記したような荷の取り纏めの過程において付札木簡の記載の書き入れがどのようにしてなされたかは、今の時点ではよくわからない。一一斤一〇両のものも一斤一五両のものも法量・型式・書風など外見上はほとんど差異がなく、両者では記載の書き入れ段階が全く異なっていたとみることはかなり困難であるように思われる。但し一斤一五両のものは「一斤十五両　×連×節」および年月の記載が地とは異筆の追記で記されているのに対して、一一斤一〇両のものでは「十一斤十両」と年月の記載とが地と同筆である例がある（『概報（二十二）』二五頁右より一・三番目のもの）。これによれば一一斤一〇両の付札には実物鑑査にもとづく追記の段階に先立って地の記載と同時に重量記載および年月が記されたものがあった（追記は員数記載のみ）と考えられるが、一方一斤一五両の付札は、地の記載は鑑査以前に書かれたが員数・重量記載や年月の追記は鑑査の時点かそれ以後に書かれたとみられ、付札の記載の記入と具体的な勘検過程との関わりを考えるうえで興味深い。また寺崎保広氏によって、『概報（二十二）』所載の棄妾郷の一斤一五両の調堅魚付札五点のうち、四点の追記部分は同筆であると指摘されていることもこの際注目される（寺崎「最近出土し

た平城京の荷札木簡――伊豆国を例として――」（『水茎』九号、一九九〇年）。

(82) 員数記載がまちまちである郷は、乾しカツオをまず大きさによって分け、それぞれの大きさのもの毎に荷造りする方式を採用していたのかもしれない。

(83) なお一連が一斤一五両とならない分には、付札は付けられなかったのではなかろうか。

(84) 貢進物付札を用いた研究では東野前掲論文（註43）が最初のものであろう。

(85) 田方・賀茂両郡の付札の場合、田方郡で郷の下の里名の表記に一定していないところが若干みられること、両郡を通じて年月や員数・重量の記載の位置があまり定まっていないことなどを除けば、その記載様式は那賀郡のものに比してはるかに統一性がある。

(86) 射鷲郷のものは比較的に記載様式が整っており、統一性もある。入間郷のものは二点あるが、二点とも冒頭の「伊豆国入間」の部分が同筆であるのにそれに続く部分は上とは別筆であるばかりでなく二点の間でも互いに別筆であるという興味深い様相を呈している（寺崎前掲論文〔註(81)〕）。また都比郷のものは貢進者記載の部分を二行書きにするのが特徴であるように窺われる。

(87)(88) 『概報（二十二）』二八頁下段。

(89) 同、二九頁。

(90)(91) 同、二八頁下段。

(92) 同、二九頁。

(93) 寺崎前掲論文（註81）。

(94) 『概報（二十二）』二九頁、右から四・五番目の二点。なおこれまで奈良時代の木簡にみえる射鷲郷と『和名抄』にみえる石火郷とが同じ郷であるとみる見方があったが（『角川日本地名大辞典　22　静岡県』角川書店、一九八二年、「松崎町」の項）、二条大路から新たに石火郷の記載を有する木簡が出土したので、両者は別郷であったとみるべきであろう。石火郷は「いしび」郷であり伊志夫神社の所在する現賀茂郡松崎町大字石部周辺に、また射鷲郷は「いわし」郷で同町大字岩地周辺にそれぞれ比定できよう。また射鷲郷の庭科・和太の二里はそれぞれ現松崎町大字岩科北側・南側の「岩科」、大字岩科北側の小字名「和田」がそれぞれ遺称であるとみられる。

(95) 同、二九頁右から六番目（都比郷）、同、二八頁上段の右から六番目（丹科郷）、同、二九頁右から三番目（射鷲郷）。

(96) 註(70)参照。

(97)(98) 『概報（二十二）』三四頁上段。

(99) 同、同頁下段。

(100) 『平城宮木簡　三』二八九八号。

(101) 同二、二二五五号。

(102) 同、二二六一号。

(103) 『概報（十九）』二四頁上段。

(104) 『平城宮木簡　一』三九九号。

(105) 東野治之前掲論文（註43）、櫛木謙周「律令制下における米の貢進について」（『続日本紀研究』二〇五号、一九七九年）。但し両氏の間では、このように春成を集団（あるいは個人）毎にわりあてる方式が、古稲（正税穎稲のうちの出挙に出される分以外）を舂く場合に限られるのかどうかという点をめぐって見解が分かれている。

(106) 『令集解』賦役令37雑徭条の古記では「御贄猪贄送」には雑徭をあてることとされており、また『類聚三代格』公粮事所収、弘仁一三年（八二二）閏九月二〇日太政官符に「採二黒葛一丁〔国別二人。不レ貢二御贄一国不レ在二此限一。〕」、「採二甘葛汁蜜及猪膏等一丁〔不レ進レ官国不レ在二此限一。〕」といった贄物の荷造りに用いる黒葛や『延喜式』に贄と

してみえる甘葛汁蜜（甘葛煎）を採取する雑丁のことがみえる。さらに贄貢納を行なう雑供戸が調雑徭免ないし雑徭免であり、これらの解体過程で雑丁差発による調達の方式がとられるようになる点も、贄の調達に雑徭があてられることがかなり多くあり得たことを示唆している。

(107) 東野前掲論文（註43）。

(108) 同溝から出土した木簡にみえる年紀は、霊亀二年（七一六）～天平勝宝八歳（七五六）となっており、概して奈良時代前半の年紀が多くみられる。

(109) 木津郷のものは『概報(二十二)』三四頁下段、車持郷のものは『概報（二十四）』三八頁上段。なおこの二点と東二坊坊間路西側溝ＳＤ四六九九（一九三次Ａ区）から出土した青郷の贄付札（『概報（二十三）』一九頁上段）とは、木簡自体のつくりも文字の書体も互いにかなりよく似ている。

(110) 但し郷名不明の次のような付札がある（『概報（二十三）』、一九頁下段）。

若狭国遠敷郡□
□□腊一斗五升

品名からみておそらく贄の付札と思われ、法量も「□堀」と記されたタイプの同郡の贄付札とほぼ変わらないが、〇一一型式でしかも「一斗五升」と容量の記載がある。例外的なものとして処理できるかどうか、今後検討が必要になるかもしれない。

(111) 『概報（二十二）』、三四頁上段。

(112) 東野前掲論文（註43）、櫛木前掲論文（註105）。

(113) 前掲拙稿（註18）。

(114) 狩野久「御食国と膳氏――志摩と若狭――」（坪井清足・岸俊男編『古代の日本　5』角川書店、一九七〇年所収、のち同氏著『日本古代の国家と都城』東京大学出版会、一九九〇年に再録）、長山泰孝前掲論文（註5）、長田博子「日本古代の贄について――その歴史と宗教性――」（『お茶の水史学』三〇号、一九八七年）。

(115) 前に触れたように同郡木津郷・車持郷の贄付札もそれぞれ一点ずつ見出されたが、青郷のものが依然数のうえでは群を抜いている。

(116) 筑摩御厨からの贄貢納に関わる木簡かともみられるものが一点知られているが（『平城宮木簡　二』二七八三号）、記載様式は一般の貢進物付札とはややありかたを異にしており、幾分帳簿的であるように窺われる。

(117) 『概報（二十二）』三四頁上段。

(118) 宮内省式諸国例貢御贄、内膳司式諸国貢進御贄年料。

(119) 主計寮式上の規定によれば、同国の調は絹・薄鰒・烏賊・熬海鼠・雑腊・鰒甘鮨・雑鮨・貽貝保夜交鮨・甲羸・凝菜・塩、中男作物は紙・蜀椒子・海藻・鯛楚割・雑鮨・雑腊とされている。これまで木簡から知られている同国の贄物をみてみると、多比（鯛）鮓は主計寮式の同国調の雑鮨に、伊和志腊・鯛腊・加麻須腊は雑腊に、貽貝富也交（并）作は貽貝保夜交鮨に、鰒鮓は鰒甘鮨にそれぞれ相当しそうである。一方式の調の品目と一致しないものもあるが、海細螺・宇尓など何れも賦役令1調絹絁条や主計寮式上諸国調条に調物としてみえるものばかりである。

(120) 『平城宮木簡　二』二七八六号。

(121) 『平城宮木簡　四』四六六八号。

(122) 『概報（二十二）』三五頁上段。

(123) 『概報（二十四）』二九頁上段。

(124) 同、同頁下段。

(125) 同、三〇頁下段。

(126) 『概報（十七）』一四頁所載の次の木簡も、中男作物の海藻が贄と

して貢進されたことを示す一例かとみられる。
因幡国気多郡勝部郷中男勝部人麻呂作物海藻□□壱籠四斤　奉□
「海藻」に続く二字分は(史料29・30)の例を参考とすれば、「御贄」または「大贄」ではなかろうか。

(127) 『概報（二十四）』二九頁上段。

(128) 『概報（二十二）』三五頁上段。

(129) 東野治之「志摩国の御調と調制の成立」(『日本史研究』一九二号、一九七八年、のち同氏著『日本古代木簡の研究』に再録)。

(130) 『延喜式』主計寮式上の規定にも、同国中男作物として海藻がみえる。

(131) 『概報（十六）』七頁上段、『概報（十九）』三一頁。なお前者には「神亀三年六月廿七日」と日付まで記されている。

(132) 「雑魚楚割」は賦役令1調絹絁条、『延喜式』主計寮式上にみえ、後者では志摩・参河・豊前三国が調として輸している。木簡にも「調楚割」と記されたものがみえる(『平城宮木簡　三』三〇七〇号、『概報（四）』四頁上段)。

(133) 主計寮式上では鮹腊は隠岐国の調に、乾鮹は肥後国の調にそれぞれみえている。

(134) 「二条大路木簡」中には贄の煮堅魚の付札(『概報（二十二）』二二頁下段、国衙様書風)、贄の鰒腊の付札(同、三三頁上段、二点)、贄の鰒鮓の付札(『概報（二十四）』二八頁下段)がみえるが、『延喜式』制では堅魚や鰒の加工品は調・中男作物で占められており、贄でこれらを貢進することはみえない。なおそれらとは逆に、『延喜式』制では贄の代表的品目の一つである稗(若)海藻を調として貢進することを記す隠岐国周吉郡山部郷市厘里の付札が「二条大路木簡」中に一点見出される(『概報（二十二）』三六頁下段)。最後の例は非常に奇異な印象を抱かせるものであるが、如何なる事情によるものかは明らかではない。

(135) 例えば天平二年太政官処分では食料品が豊富でない国を含めて諸国一般が贄を貢進すべきことが前提とされているようであるが、『延喜式』制の段階では贄を貢進する国はある程度限られるようになってきている。

付録　参河国播豆郡諸島贄付札一覧

1　参河国播豆郡篠嶋海部供奉正月料御贄参籠〻別六斤 並赤魚　(『平城宮木簡　一』三六四号)
2　参河国播豆郡篠嶋海部供奉七月料御贄参籠並佐米　(同、三六五号)
3　参河国播豆郡篠嶋海部供奉五月料御贄佐米楚割□斤　(同、三六六号)
4・参河国播豆郡篠嶋海部供奉五月料御贄佐米楚割六斤
・参河国播豆郡篠嶋海供奉五月料御贄佐米楚割六斤　(同、三六七号)
5　□参河国播豆郡篠嶋海部供奉五月料佐米楚割六斤　(同、三六九号)
6　参河国播豆郡篠嶋海部供奉七月料御贄佐米楚割六斤　(同、三七〇号)
7　参河国播豆郡篠嶋海部供奉八月料御□　(同、三七六号)
8　参河国播豆郡篠嶋海部供奉五□□□□□□月料御贄佐カ　(同、三七八号)
9　□播豆郡篠嶋海部供奉五月□料カ□　(同、三八三号)
10　参河国播豆郡篠□　(同、三八六号)
11　参河国播豆郡□□篠カ嶋カ□　(同、三八七号)
12　参河国播豆郡□嶋篠カ海□部カ□　(同、三八九号)
13　□国播豆郡篠嶋海部□供カ奉□　(同、三九〇号)
14　参河国播豆郡篠嶋海部供奉□　(同、三九二号)
15　参河国播豆郡篠嶋海部供□　(同、三九七号)
16　参河国播豆郡析嶋海部供奉六月料御贄佐米楚□　(同、三六三号)

17 参河国播豆郡析嶋海部供奉八月料御贄佐米楚割六斤（同、三六八号）
18 参河国播豆郡析嶋海部供奉六月料御贄佐米楚割六□〔斤カ〕（同、三七一号）
19 参河国播豆郡析嶋海部供奉□御贄佐米楚割六斤（同、三七二号）
20 〔播カ〕□豆郡析□□（同、三七四号）
21 参河国播豆郡析嶋海部供奉□〔七カ〕月料御贄佐米楚割六斤（同、三七五号）
22 参河国播豆郡析嶋海部供奉□（同、三八二号）
23 参河国播豆郡析嶋海部□（同、三八八号）
24 参河国播豆郡析嶋海部供□（同、三九一号）
25 □月料御贄佐米楚割六斤（同、三七三号）
26 □供奉七月料御贄佐米楚割六斤（同、三七七号）
27 □供奉七月料御贄佐米楚割六斤（同、三七九号）
28 □〔奉カ〕潤九月料御贄宇波加楚割六斤（同、三八〇号）
29 □嶋海部□〔供奉カ〕□贄佐□〔米カ〕□（同、三八一号）
30 □〔海カ〕部供奉□〔五月カ〕□□（同、三八四号）
31 参河国播豆□（同、三八五号）
32 □〔参河国播豆カ〕□□□□□〔供カ〕□□（同、三九三号）
33 □□〔月料〕御贄須須岐楚割六斤（同、三九四号）
34 □七月料□〔御贄佐カ〕□米楚割六□（同、三九五号）
35 □国播□嶋海部供奉六□（同、三九六号）
36 参河国播豆郡析嶋海部供奉□〔去カ〕天平十八年十二月料御贄佐米臘六斤
（『概報（四）』四頁上段）
37 参河国□〔播豆カ〕□（同右）
38 参河国□〔播カ〕豆郡析嶋海部供奉二月新御贄佐米楚割六斤
（『概報（十五）』一二頁）
39 参□国播豆郡析嶋御□（『概報（十七）』一三頁下段）
40 参河国芳図郡比莫嶋海部供奉九月料御贄佐米六斤
（『概報（十九）』二〇頁下段）
41 参河国芳図郡比莫嶋海部供奉九月料御贄（同右）
42 参川国芳図郡比莫□（同右）
43 参河国芳図郡海部供奉九月料□□（同右）
44 参河国芳図郡海部供奉□　□六斤
45 参河国芳図郡□□□（同、二一頁上段）
46 参河国芳図□（同右）
47 参河国芳豆郡比莫嶋海部供奉四月料大贄黒鯛六□（同、三三頁上段）
48 □年二月料御贄宇波加六斤　（『概報（二十）』八頁下段）
49 参河国播豆郡析嶋海部供奉七月料御贄佐米六斤
（『概報（二十二）』七頁上段）
50 参河国播豆郡篠嶋海部供奉正月料御贄須々岐楚割六斤
（同、二〇頁下段、以下82まで、および85～90までは「二条大路木簡」）
51 参河国播豆郡篠嶋海部供奉三月料御贄赤魚楚割六斤（同右）
52 参河国播豆郡篠嶋海部供奉三月料御贄佐米楚割六斤（同右）
53 参河国播豆郡篠嶋海部供奉三月料御贄宇波賀楚割四斤一両（同右）
54 参河国播豆郡篠嶋海部供奉七月料御贄佐米楚割六斤（同右）
55 参河国播豆郡篠嶋海部供奉閏七月料御贄鯛楚割六斤（同右）
56 □　□豆郡篠嶋海部供奉十一月料御贄□楚割六斤太（同右）
57 参河国播豆郡篠嶋海部供奉十一月料御□□（同右）
58 参河国播豆郡篠嶋□（同、二一頁上段）
59 参河国播豆郡篠嶋海□（同右）
60 参河国播豆郡篠嶋海□（同右）
61 参河国播豆郡析嶋海部供奉二月料御贄□（同右）
62 参河国播豆郡析嶋海部供奉三月料御贄宇波賀楚□□（同右）
63 参河国播豆郡析嶋海部供奉四月料御贄佐米楚割六斤（同右）

64 参河国播豆郡析嶋海部供奉四月料御贄佐米楚割六斤　（同右）
65 参河国播豆郡析嶋海部供奉四月料御贄佐米楚割六斤　（同右）
66 参河国播豆郡析嶋海部供奉六月料御贄□　（同右）
67 参河国播豆郡析嶋海部供奉六月料御□　（同右）
68 参河国播豆郡析嶋郷海部供奉七月料御贄鯛楚割六斤（同、同頁下段）
69 ・□豆郡析嶋郷海部供奉八月料御贄佐米楚割六斤
・海部古相佐米　（同右）
70 □播豆郡析嶋海部供奉八月料□佐米楚割六斤　（同右）
71 参河国播豆郡析嶋海部供奉八月料御贄佐米楚割六斤　（同右）
72 参河国□□析嶋海部供奉十月□　（同右）
73 参河国播豆郡析嶋海部供奉十月料御贄毛都楚割六斤　（同右）
74 参河国播豆郡析嶋海部供奉□　（同右）
75 参河国播豆郡析嶋海部供奉八□　（同右）
76 参河国播豆郡析嶋□□　（同右）
77 参河国播豆郡析嶋□　（同右）
78 参河国播豆郡析嶋海部供□　（同、二二頁上段）
79 □海部供奉六月料御贄佐米楚割六斤　（同右）
80 □奉二月料御贄毛都楚割六斤　（同右）
81 □□月料御贄毛都楚割六斤　（同右）
82 参河国播豆郡□嶋海部供奉□月料□　（同右）
83 参河国播豆郡篠嶋海部供奉七月料御贄佐米六斤
（『概報（二十三）』一九頁上段）
84 参河国播豆郡篠嶋□□　（同右）
85 参河国播豆郡篠嶋海部供奉九月料御贄鯛楚割六斤
（『概報（二十四）』二四頁上段）
86 参河国播豆郡篠嶋郷□　（同右）
87 参河国播豆郡篠□　（同右）

88 参河国播豆郡析嶋海部供奉六月料御贄佐米楚割　（同右）
89 参河国播豆郡析嶋郷海部供奉八月料御贄鯛楚割六斤　（同右）
90 □嶋海部供奉八月料御贄佐米楚割六斤　（同右）

（一九九一年九月一〇日脱稿）